総務委員会会議録

日時 平成29年10月2日(月) 開会時間 午前10時01分

閉会時間 午後 3時26分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 遠藤 浩

副委員長 宮本 秀憲

委員 臼井 成夫 鈴木 幹夫 大柴 邦彦 早川 浩

卯月 政人 清水喜美男 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総合政策部長 市川 満 県民生活部長 立川 弘行

リニア交通局長 岡 雄二

総合政策部次長 三井 孝夫 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 平賀 太裕

総合政策部技監 藤森 克也

県民生活部次長 中山 吉幸 県民生活部次長 上野 直樹

県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 三井 薫

リニア交通局リニア推進監 細川 淳 リニア交通局次長 依田 誠二

リニア交通局次長 渡邉 仁

政策企画課長 塩野 開 国際総合戦略室長 落合 直樹

リニア環境未来都市推進室長 石寺 淳一 広聴広報課長 平塚 幸美

地域創生・人口対策課長 広瀬 ひとみ

北富士演習場対策課長 佐野 俊一 統計調査課長 渡辺 武

消費生活安全課長 砂田 英司 生涯学習文化課長 柏木 隆伸

世界遺産富士山課長 入倉 博文 私学・科学振興課長 井上 弘之

リニア推進課長 深澤 宏幸 交通政策課長 若尾 哲夫

公安委員長 石川 恵 警察本部長 青山 彩子

警務部長 鈴木 康修 刑事部長 細入 浩幸 交通部長 小林 仁志

警備部長 市川 和彦 生活安全部長 鶴田 孝一 首席監察官 窪田 圭一

警察学校長 佐藤 岩生 総務室長 清水 順治 理事 石川 善文

警務部参事官 岩柳 治人 警務部参事 若月 誠

生活安全部参事官 矢崎 正美 刑事部参事官 宮川 俊樹

交通部参事官 荒居 敏也 警備部参事官 加々美 誠

会計課長 天野 英知 教養課長 野矢 聡 監察課長 小林 信一

情報管理課長 吉田 一成 地域課長 平井 親一

少年・女性安全対策課長 五味 雄二

生活安全捜査課長 比留間 一弥 通信指令課長 秋山 敦

搜查第一課長 雨宮 雄二 組織犯罪対策課長 姫野 賢司

交通指導課長 佐藤 光男 交通規制課長 川口 守弘

運転免許課長 窪田 豊 警備第二課長 岩柳 幸夫

総務部長 鈴木 康之 防災局長 茂手木 正人 会計管理者 布施 智樹 人事委員会委員長 小俣 二也 代表監査委員 佐藤 佳臣 選挙管理委員会委員長 中込 まさゑ 総務部理事 三富 学 総務部次長(防災局次長兼職) 笹本 稔 総務部次長(人事課長事務取扱) 中澤 宏樹 職員厚生課長 秋山 晶子 財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一 行政経営管理課長 上野 良人 財産管理課長 渡辺 真太郎 市町村課長 長田 公 情報政策課長 渡邊 雅人 防災危機管理課長 小澤 祐樹 消防保安課長 内藤 卓也 出納局次長(会計課長事務取扱) 中野 修 管理課長 宮阪 佳彦 丁事検査課長 杉沢 富夫 人事委員会事務局長 古屋 金正 人事委員会事務局次長 石原 洋人 監查委員事務局長 末木 鋼治 監查委員事務局次長 内田 不二夫 議会事務局次長(総務課長事務取扱) 保坂 芳輝

議題 (付託案件)

第 5 9 号 山梨県個人情報保護条例及び山梨県情報公開条例中改正の件

第 6 2 号 平成 2 9 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補 正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総 務委員会関係のもの、第 2 条継続費の補正中総務委員会関係のもの、 第 3 条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第 5 条地方債 の補正

請願第29-5号 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員の実現に関することについて

請願第29-8号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることに ついて

審査の結果 付託案件についてはいずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、 請願第29-5号、請願第29-8号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、総合政策部・県民生活部・リニア交通 局、警察本部、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務 局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時01分から午前11時39 分まで、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、休憩をはさみ、午前11 時44分から午前12時00分まで、警察本部関係審査を行い、休憩をはさ み、午後1時33分から午後3時26分まで、総務部・防災局・出納局・人 事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。 主な質疑等総合政策部、県民生活部、リニア交通局関係

第 6 2 号 平成 2 9 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の 補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出 中総務委員会関係のもの、第 2 条継続費の補正中総務委員会関係の もの、第 3 条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第 5 条地方債の補正

質疑

(総合球技場基本計画策定費について)

大柴委員

先ほど説明がありました政2ページ、マル新の総合球技場基本計画の策定費について質問させていただきます。私たちの会派の代表質問でも質問をさせていただいたり、今も、有識者から成る委員会を設置して、基本計画を作成するとのことであります。その中で、より多くの利用を促すための附帯施設について十分な検討が必要と考えるわけですけれども、小瀬スポーツ公園に、総合球技場にふさわしい附帯施設については、基本的にどのように考えているのかまず伺いたいと思います。

石寺リニア環境未来都市推進室長 附帯施設につきましては、建設場所やその周辺環境などを 踏まえ、地域の活性化や収益性の向上のため、利用や活用目的などを十分に考慮の上、それらに適した機能を付加し、最適な運用につなげることが必要であると考えております。このため、現時点では、総合球技場をはじめ、小瀬スポーツ公園を利用するさまざまな来場者のための会議室や飲食・物販施設、また小瀬スポーツ公園の主要防災活動拠点としての機能を補完的に担う防災機能について、検討委員会で検討していただきたいと考えております。

大柴委員

わかりました。会議室や防災機能は本当に必要だと思いますから、しっかり その辺の附帯施設もつくっていただきたい。

そしてまた、基本計画策定に当たっては、答弁の中にも、子供からお年寄りまで誰もが利用できる県民みんなの球技場として積極的な利用促進による利用の最大化についても検討を進めると言われたと私も聞いてますが、具体的にはどのようなことを検討するのか伺いたいと思います。

石寺リニア環境未来都市推進室長 総合球技場の利用の最大化を図るため、全国トップレベルの球技が観戦できる施設としてだけではなく、アマチュアの大会やさまざまなイベントの活用に加えまして、陸上競技場、補助競技場なども活用した合宿等の誘致など、小瀬スポーツ公園の既存施設を含めました有効活用方策についても検討委員会で検討を進めていただきたいと考えております。

大柴委員

いいですね。そのようにしっかりとした検討をしていただきたいです。合宿 誘致とかそういうのは本当に大切だと私も思います。

そしてまた、最後にお聞きしますが、この計画、やはり我々としてはいろいるな面で早く、しっかりとした基本計画にしていただきたいと思うわけですけれども、それについて今後、事業全体のスケジュール、これはどのような感じでいくのか、それがわかりましたら教えていただきたいと思います。

石寺リニア環境未来都市推進室長 基本計画の具体的な策定時期につきましては、他県等の事例から、策定にはおおむね1年から1年半を要するものと考えておりまして、

今般、予算とあわせて繰越明許費の設定をお願いしたところでございます。また、今後の事業の全体スケジュールにつきましては、県の他の大規模事業と整備時期等を調整し、財政支出を平準化するなど、適切な財政運営に考慮しながら、基本計画の中において検討する予定でございます。

大柴委員

先ほど言いましたように、適切な財政運営の中でしっかりやっていただきたい。それともう1つは、スケジュールも、1年と言わず、できるだけ早目にみんなに知らせてもらって、それが県民にとって一番効率のいい球技場になって、そしてまた多くの皆さんがしっかりと利用できる施設にしていただきたいと思いますので、ぜひその辺のところも対応を考えていただきたいと思います。

石寺リニア環境未来都市推進室長 検討委員会の検討過程におきましては、全て公開といたしまして県民の皆様に広く周知を図るとともに、幅広く多くの方々から意見をいただきまして具体的な計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

(性犯罪・性暴力のワンストップ事業費について)

鈴木委員

県民2の性犯罪・性暴力のワンストップ事業というのがあるんですけれども、そのセンター自体どのようなものであるのか、そして、これを設置するという目的の中に、必要性あるいはどのような方向性の中で進めてきているのかまず聞きたいと思います。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 性犯罪や性暴力の被害者というのは、被害を誰にも相談できないで苦しんでいる方が多く、相談した場合でも、必要な支援を受けるために複数の機関に足を運んで、その都度同じ説明をすることとなり、非常に精神的な負担が大きいと言われております。このため、こうした被害者が相談できる専用の窓口をつくりまして、医療機関や警察、弁護士、臨床心理士等と連携を密にして、医療・法律相談、カウンセリング等の支援を行っていくものでございます。

鈴木委員 カウンセリングをしていくということなんだけど、そもそも支援センターの 支援、その内容について細かく知りたいんだけど、教えていただけますか。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) ワンストップ支援センターにおきましては、電話、それから、面接による相談を受けます。あとは、医療機関とかカウンセリング機関、警察等に一緒に同行支援をして被害者の支援を行います。電話相談、面接相談などの相談、それから、同行支援などを行うということと、あと、関係機関との調整を行うことが業務になります。警察や医療機関、それから、弁護士、そういった支援が必要な方については、その関係機関につないで必要な支援を行っていくというようなことになりますので、相談員は、被害者の心情に配慮した聞き取りを行いまして、必要があれば、付き添って手助けをしたり、手続をしたり、それから、被害者にかわって情報を伝えたりと、そういった役目をするものでございます。

鈴木委員

最後になりますけれども、役割というのは非常に大切なことだろうと思います。平成30年4月に開設という中で、相談員の養成研修、あるいはそのほかのさまざまな準備が必要だと思うんだけど、今後どのように実施していくのか、スケジュール等を教えていただきたいと思います。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 平成30年4月の開設に当たっての準備ということですけれども、今現在は、弁護士とか医療機関の方とか警察の方に入っていただいて支援連携会議を立ち上げまして、どういった支援をしたらいいのかということを検討している段階でございます。その中で、先ほど委員がおっしゃったような養成研修もしていくことになっております。今後は相談員に対する支援、それから、医師・弁護士など専門家に対する研修を行っていく予定でございます。

それから、支援センターを広く知っていただくために広報啓発リーフレットを作成いたしまして、市町村や医療機関、それから、警察、高校、大学等の関係機関に広く周知いたしまして、ワンストップ支援センターを知っていただきまして、開設をしましたらすぐに御相談を受けられるような周知を図っていきたいと考えております。

(「リニア環境未来都市」整備事業費について)

宮本副委員長

政2のリニア中央新幹線地域活性化事業費のところです。先週の本会議で質問と答弁がありました未来都市を検討する組織として、有識者、地元・周辺市町村から成るリニア環境未来都市創造会議を設置されると。それによって、駅周辺整備の基本計画、駅近郊の取り組みの検討を進めるという話でありましたけれども、具体的にどのように進めるのかまず伺います。

- 石寺リニア環境未来都市推進室長 リニア環境未来都市創造会議につきましては、駅周辺、また駅近郊、両方あわせまして検討する組織といたします。まず駅周辺につきましては、整備基本計画について検討することといたしまして、導入機能や施設の規模などについて、創造会議内に交流や産業に関する専門部会を設け、より具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。また、これらの検討に当たりましては、創造会議の中だけで検討を行うのでなく、幅広いアイデアや多様な意見を収集するため、全国各地の開発事例に精通している専門家などを創造会議にお招きいたしまして意見交換するなど、多くの英知を集めた基本計画となるよう努めてまいりたいと考えております。また、駅近郊につきましては、官民が連携し、民間主導のまちづくりにつながる取り組みを検討することとし、民間事業者等の意見を聞きながら、実現性のある取り組みについて検討してまいります。
- 宮本副委員長 以前、PFIでやられるということも検討の中にあるとおっしゃっていたと思うんですけれども、いろいろな専門家の意見ということで、当然今後進めていく中で民間の力も必要だと思うんですけれども、専門家というのはどういう形で選んでいくのかあわせて教えていたただいてもよろしいですか。
- 石寺リニア環境未来都市推進室長 創造会議における専門家でございますが、今後の検討状況によりまして多少変わってくることはございますけれども、まずは全国の開発事例、成功事例、失敗事例等について承知されている方につきまして大局的なところからいろいろな御意見をいただくとともに、今、委員がおっしゃいましたように、具体的な機能が決まってきますと、その機能にふさわしい整備・運営の仕方等について具体的に知見を持っている方から御意見を伺ってまいりたいと考えております。
- 宮本副委員長 専門家については、方向性の中でどういう方々かということだと思いますので、少しずつ決めていっていただければと思います。ただ同時に、地元という

か、当然、駅周辺に、そこに住んでいらっしゃる方々、総合球技場のときもそうでしたけれども、やはり地元の方々の意見というのは非常に重要だと思います。そういった方々の意見というのはきちんと聞いていく必要があると思うんですが、どのように意見を反映させていくのかを教えていただければと思います。

石寺リニア環境未来都市推進室長 地元につきましては、これまでと同様、検討状況を丁寧に 御説明しまして御意見を伺うとともに、今後の駅周辺の導入機能や施設規模の 検討に当たりましては、創造会議のメンバーが直接地元の意見を聞く機会を設けて、専門家と意見交換していただくことによりまして理解と協力を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

宮本副委員長 丁寧に説明してくださると思うんですけれども、ぜひ地元の方々の意見をしっかりと聞いていただき、計画に反映していただければと思います。

それと、次のページの繰越明許費ですね。基本計画の策定経費が繰越明許費に計上されているんですが、これは当然スケジュールが長くなるということだと思うんですが、今後どのようなスケジュールで考えてらっしゃるのか伺います。

石寺リニア環境未来都市推進室長 基本計画の策定につきましては、各種の検討、また合意形成に相応の時間を要することから、現在、繰越明許費の御承認をお願いしております。それらを踏まえまして、来年度中の策定を目指してまいりたいと考えております。

(富士山世界文化遺産保存活用推進事業費について)

早川委員

県民4ページです。真ん中辺の、富士山に関連するんですけれども、この富士スバルライン、富士山1合目、2合目、5合目の周辺環境整備という中で、奥庭の遊歩道を整備する、ここに予算がついているわけです。私自身認識しているのは、奥庭という場所は、5合目のちょっと手前でちょっと奥に行って、非常に幻想的な場所で、シニア層のバスや、マニアックな遠足や何かはあるんですけれども、はっきり言って、県議の先生たちも存じ上げなくて、私も子供のころ行った以来行ったことがないんですけど。

常々思っていたのは、国内の人にもPRしたほうがいいし、海外の人がいっぱい来ているので、海外の人にもたくさんPRしたほうがいいと思っていたところ、そこに今回標識をつけるという予算がついているんですけれども、改めて、こういったところに予算をつけるので、どういった効果を狙うのかお伺いいたします。

入倉世界遺産富士山課長 奥庭のまず価値ということですけれども、奥庭につきましては、ちょうど富士山の森林限界に位置しますことから、富士山の動植物や火山地形をよく観察できるということと、富士山の山頂や山麓の雄大な景色が楽しめることができまして、観光資源としてのポテンシャルが非常に高い場所であると考えております。

このような中で、現在の標識は相当老朽化をしておりまして、外国語の対応 も不十分であるということから、初めての利用者や外国人にもわかりやすい標 識に更新をいたしまして、富士山の景観や自然を気軽に楽しめる環境を充実さ せることによりまして、来訪者の満足感の向上やリピーターの増加などにつな がることが期待できると考えております。

早川委員

答弁にあったように、富士山に登っているんですけれども富士山の形が一番 きれいに見えて、この奥庭から見える富士山が一番いいんじゃないかという、 そういう評判があるので。富士五湖の周辺の観光にもつながりますし、富士山を拠点とした山梨県内の観光につながるので、こういったことの工夫は本当に 大切だと思います。

たしか当初の予算にも同じような 5 合目の周辺環境整備事業があったと思う んですけれども、同じような奥庭関係なのか、それ以外なのか、ちょっと確認 で教えていただけますか。

入倉世界遺産富士山課長 富士スバルラインの5合目には、観光部が管理・所管をしております富士スバルロッジがございます。それが老朽化したため、本年度の5合目の周辺環境整備事業として、現在、解体工事と、またその跡地の基本計画などの策定を行っているところでございます。

早川委員

富士山の観光振興、5合目の環境整備を進めるに当たって、気軽に富士山で観光が楽しめる、富士山に登らなくても富士山を味わうことができるということで、常々感じていたのは、飲食店とか売店は非常に充実していたんですけれども、そこでゆったり休める場所がなくて、これは逆に、自然に触れ合うということもそうだし、商業にとっても、買ってすぐ帰らなきゃいけないみたいなそういうイメージがあるので、ゆったりしたスペースは大変大切だと思うんです。そこで、先ほど答弁のあった、スバルロッジの跡地については、夏山以外の観光にとっても、ゴールデンウイークとか秋とか非常に大切だと思うんです。それについて、スバルロッジの解体の跡地について、どういうふうにスペースを活用していくのかお伺いします。

入倉世界遺産富士山課長 スバルロッジの跡地につきましては、場所的に駐車場や建物が集まるエリアからやや奥まった場所に位置しておりまして、富士山を自然な姿で仰ぎ見ることができる場所でございます。そのため、大勢の来訪者が富士山体の眺望などを楽しんでいただけるよう、広場的な展望園地として活用する方針でございます。また、この場所からはきれいな早朝の御来光を眺めることができるため、多くの方に楽しんでいただけるよう、その整備につきましては、地元関係者と十分に協議しながらさまざまな工夫を行ってまいりたいと考えております。

早川委員

スバルロッジのゆったリスペースと、この予算の奥庭のところと、あと、つながって御中道というのがありまして、それは非常にすばらしい、ぜひ皆さんも行っていただきたいんです。そういうもろもろの整備をして、今よく外国の人もSNSでよくインスタばえなんていうこともあって、そういうこともちゃんと発信ができるようにすると、より一層山梨県全体の観光につながると思うんですけれども、こういった努力をしていただきたいと思います。

(総合球技場基本計画策定費について)

小越委員

2点、総合球技場とリニアのことについてお伺いいたします。

まず政2ページの総合球技場検討費1,989万円ですけれども、基本計画の検討委員会の開催でこれだけかかるわけないと思うんですけれども、内訳をまず示してください。検討委員会に幾らかけるのか。これ多分コンサルに出すと思うんですけれども、それが幾らなのか。繰越を見ますと、差額のところが3

8万1,000円あるんですけれども、これが今年度の検討委員会の経費なのか。 この1,989万の内訳をまず示してください。

- 石寺リニア環境未来都市推進室長 ただいま委員御指摘のとおり、1,989万円の内訳につきましては、基本計画の策定経費が1,950万9,000円、検討委員会の開催経費が38万1,000円でございます。
- 小越委員それで、その基本計画はコンサルタント会社に出すということですか。
- 石寺リニア環境未来都市推進室長 基本計画の策定支援に当たりましては、コンサルタント会 社に委託をいたしまして支援業務を行っていただく予定でございます。
- 小越委員 そのコンサルの会社はどちらに出すんでしょうか。以前2つのところでやったときに日本総合研究所の見解が出されていますけれども、そこにまた委託するんですか。
- 石寺リニア環境未来都市推進室長 以前、基本構想の策定に当たりましては日本総研に委託したところでございますが、今後の基本計画の策定に当たりましては、今後、プロポーザル方式によりまして企画提案をいただく中で、より企画力、また情報収集力とかがある業者に基本計画の策定支援をお願いしてまいりたいと考えております。
- 小越委員 それで、今、県として決まっているのは、小瀬の第3駐車場につくる2万人 規模でやるPFI、そして、みんなの球技場という、ここだけですか。あとほ かに、県として決めているコンセプト、ここだけはというのはどこがあるのか。 それだけですか。ほかにどんなことがあるんですか。
- 石寺リニア環境未来都市推進室長 県としまして基本構想の中で整備の方向性といたしまして、 山梨の強みを生かす立地の視点、県民の負担を軽減する整備・運営の視点、県 民の見るスポーツなどを充実するとともに地域の発展の可能性を広げる視点と いうことを掲げております。委員御指摘がございました先ほどの収容人数、建 設地、それから、ただいまの視点を加えまして、PFI方式の導入を前提に検 討を進めていく予定でございます。
- 小越委員 ということは、あと、屋根をつけるとか、それから、どのような附帯施設を つくるのか、どうやって収益を上げるのか、ヴァンフォーレ甲府との話し合い をどうするか、何も決まっていないということですか。
- 石寺リニア環境未来都市推進室長 今後の整備につきましては、先ほど御説明したところでございます。例えば屋根につきましては、現行のJリーグの基準では3分の1以上かかるとか、前回の基本構想の中で検討されたことにつきましてはそれを踏まえると同時に、当然ヴァンフォーレ甲府だけのスタジアムではございませんけれども、今後の検討に当たりましては、ヴァンフォーレ甲府とも連絡を密にするとともに、いろいろな御意見を聞いてまいりたいと考えております。
- 小越委員 ということは、ヴァンフォーレ甲府も基本計画検討委員会のメンバーに入る んでしょうか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 現在、基本計画検討委員会のメンバーについて選定しているところでございます。いずれにしましても、球技関係者につきましては検討 委員会メンバーとして選定してまいりたいと考えております。

小越委員

ヴァンフォーレ甲府が入らなかったら、この球技場はみんなの球技場ってなりますと、今ある中銀スタジアムとほぼ同じものをもう1個つくることになっちゃうんですよね。ヴァンフォーレ甲府の支援の方々の10万人の署名を集めてきたというふうに聞いています。

この国が出している、「スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用プロセスガイド」、スポーツ庁が出していますよね。アリーナのガイドブックも出していますけれども。全国で国は20ぐらいのスポーツアリーナ施設をつくっていこうと、スポーツビジネスを展開していくということでガイドブックをつくられているわけですよね。その中にも書いてありますけれども、サッカースタジアムは、年間試合数が20試合前後と少なく、稼働率が大きく異なっていることを踏まえて収益構造を把握していく必要があると。その中で、当初の段階から、使うプロのスポンサーなり建設の主体がそこに入って一緒のものをつくっていくことが望ましいというふうに書いてあるわけですよね、ここに国も。」リーグもそう言っていますよね。」リーグの使い勝手にいいようにということも含めて、建設からどういうふうにするかを含めて、プロの主たるところが入って計画をしなさいと言っているんです。

ヴァンフォーレ甲府がどういうことを考えているのか。ヴァンフォーレも今、減免しているわけですよね、利用料を。今550万円しかないと。そこも含めてヴァンフォーレ甲府と、県とすればどういうふうな立場で臨んでいくんでしょうか。ヴァンフォーレ甲府にはしっかりプロ料金を払ってもらうのか、ヴァンフォーレ甲府にも建設の費用を出してもらうのか、どういう立場で県は行くんでしょうか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 国の「スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用プロセスガイド」におきましては、今、委員がおっしゃるとおり、スタジアム・アリーナの稼働率の関係で、運営主体を検討委員会にという言葉が書かれているのは承知しております。今後、検討委員会にメンバーとして入っていただくか、また、それ以上に密接な関係で意見交換する中で検討するかは今後検討してまいりたいと考えております。

また、ヴァンフォーレ甲府の減免等につきましては、私ども、状況は把握しておりますけれども、直接私どもが交渉する内容でございませんので、基本的にはきちんとしたスタジアムをつくりまして、それに見合う使用料を計算した上で収支・運営についても検討してまいりたいと考えております。

小越委員

このガイドブックのところに、私も質問いたしました大阪の吹田スタジアム、国内初のビジネスモデルということで、これがこういうふうにしたら汎用性もあるやり方だと載っているわけですよね。大阪の吹田スタジアムのやり方。1円も税金を出さずに寄附でやって、それを吹田市につくった後に寄附してもらって、ガンバ大阪が今、指定管理をやっていると。収益が上がったら、市にお金を出すという、こういうことは考えられないんでしょうか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 吹田スタジアムの例については承知しておりますが、約140億の整備費のうち110億近くを民間会社、また個人からの寄附で賄われたというふうに承知しております。これはスタジアムのもとの運営会社であり

ますパナソニックが非常に熱心に募金活動をしてこのような形になったと承知 しております。市民チームでありますヴァンフォーレ甲府がこのような形でス タジアムを整備するということは現実的ではないと考えております。

小越委員

市民チームだから無理だとなりますと、10万の方々が署名いただきまして、私もヴァンフォーレを応援していますけれども、どうやって収益を上げるかに一番かかってくるわけです。国も言っております。収益をどうするか。施設全体として通常の施設運営費を上回る運営収入の確保。収益が上がらなかったら、2つもスタジアムを持っても、税金をずっと投入するばかりで赤字になっちゃうのは目に見えているじゃありませんか。どうやって収益を上げるのか。利用の最大化といっても、それは多くの方々に来てもらって、安い利用料金でやるんじゃなくて、しっかり収益をどう確保するか、その県としての考え方が必要じゃないと。この検討委員会どうしていいかわからない。

収益をどうやって確保するのか。ヴァンフォーレ甲府にそれなりのお金を払ってもらうといいましても、今、プロ料金だと5%ですよね。2,200万円しかお金入ってこない。1億円以上の維持管理費がかかる中で2,200万円じゃとてもやっていけないわけです。ネーミングライツに1億円も出すような企業が、さっきの話ですとパナソニックみたいなのがないとなれば、では山梨はどうするのか。2つもつくるんですよ。スタジアムを2つ持つんです。どうやって収益性を確保していくのか、県としてどうやって収益を確保することを考えているのか、提案していただきたいんです。

- 石寺リニア環境未来都市推進室長 ただいまのスタジアム2つという御意見でございますが、 現在の小瀬中銀スタジアムにつきましては、新しい総合球技場ができました後 は、陸上競技を中心に今までできませんでしたイベント、またいろいろな陸上 競技等で使用されるものと考えております。また、総合球技場につきましては、 球技を中心に、これまで中銀スタジアムでできませんでした球技等が行われる ということで、2つをそれぞれのスタジアムの特性によりまして効率的な利用 を促すことによりまして、2つのスタジアムは維持できると考えております。
- 小越委員 維持できるんですね。赤字じゃなくて、黒字になるということですね、今そ う言ったということは。黒字になるということを前提で進めていいんですか。
- 石寺リニア環境未来都市推進室長 小瀬スポーツ公園全体につきましても、今、利用収入料金を超える県からの指定管理料が払われております。これは当然、小瀬スポーツ公園がお金だけではなくて、県民の皆様に憩いを与えて、またいろいろな感動を与える場であるということでございますので、今委員言われましたように、2つのスタジアムとも黒字にするということではなくて、2つのスタジアムをより合理的に運営いたしまして、県民の皆様に喜ばれるスタジアムとなるよう、今後運営について検討してまいりたいと考えております。
- 小越委員 前回のときに、このスタジアムをするに当たって都市公園法の補助金を使う という話があったんですけれども、それは決まりなんでしょうか。都市公園の 3分の1、2分の1の補助金でつくるって、そこは決まりですか。
- 石寺リニア環境未来都市推進室長 総合球技場の財源につきましては、小瀬スポーツ公園の場合、国の社会資本整備交付金が財源として考えられるということでございますが、一方、スポーツ振興の助成金でございます to to の助成金につきまして

も、都市公園の中でだめということではございませんので、今後検討を進める中で、より県にとって有利な財源について検討してまいりたいと考えております。

小越委員

たしか収支予測や利用予測をしっかり説明して、建設する場合にはというお話がありましたけれども、収支の見込みが例えば赤というか、かなり持ち出しになるという場合には、白紙撤回ということも検討委員会の中で出されれば、そういうこともあるんでしょうか。

- 石寺リニア環境未来都市推進室長 検討委員会の検討におきましては、総合球技場基本構想を もとに、より具体的な内容について検討していただく予定でございます。その 中におきまして、いろいろな運営費、また整備費につきましては、今後、県議 会、また県民の皆様にも丁寧に説明いたしまして、御理解を得る中で事業を進 めてまいりたいと考えております。
- 小越委員 これで行きますと、県が何も考えずに、ただただ建設ありきでやっていくと いう方向がよくわかりましたので、ここは反対です。

(リニア中央新幹線活性化事業費について)

もう1つ、リニアのことです。先ほども聞きましたけれども、これも3,153万8,000円ですけれども、これも多分、検討委員会と、それから、コンサルに出すのがあると思うんですけれども、この内訳を。まずコンサルに出すのは、どのぐらいですか。

- 石寺リニア環境未来都市推進室長 リニア中央新幹線活性化事業費3,153万8,000円に つきましては、基本計画の策定経費といたしまして2,961万7,000円、 検討委員会の開催経費といたしまして192万1,000円をお願いしているところでございます。
- 小越委員 この間リニアのことで実験線のときから含めて、かなりコンサルタント会社 に出してきたと思うんです。古くは平成3年にもリニア実験線建設の経済波及 効果に関する調査結果が出されていますけれども、この間リニアに関するもの でいろいろなコンサルタント会社に出した回数、そして、全てのコンサルに出したお金は幾らぐらい出しているんですか。
- 石寺リニア環境未来都市推進室長 リニア関連の委託につきましては、前回整備方針を策定いたしましたときに2件、約3,700万円を委託として支出しているということは承知しておりますけれども、その以前のものにつきましては、今現在、手元に数字がございません。
- 小越委員 今までやってきたコンサルタント会社の経済効果とか人数とか、それから、 いろいろな建設とかで、そのコンサルの会社の方々の評価というか、どうお考 えでしょうか。その評価のとおり、コンサルタント会社が出した決定のとおり 進んでいるとお考えですか。
- 石寺リニア環境未来都市推進室長 コンサルタント会社に出します委託業務につきましては、 それぞれ整備方針、また基本構想の策定支援業務という中で御提案や、いろい るなものを調査いただくということで、その業者自体の考え方が県に沿ってい

たかどうかというところではなくて、我々としては、基本的に委託に出しました内容につきまして十分業務をこなしていただいていると考えております。

小越委員

リニアの駅の周辺ということで、今回はリニアの全体の郊外ではなく、駅周辺の検討だというふうに聞いています。そうしますと、リニアの駅周辺に誰がいつ何人ぐらい使うのかということが前提だと思うんです。リニアの駅は、甲府の駅に上下それぞれ1時間に1本しかとまらないと。朝6時から11時ごろまでやったとしても、1日36本ぐらいですよね。38本とかとまると。乗降客の山梨県の駅の利用が、たしか1万3,000人とか1万2,000人という数字だったんですけれども、その数字をもってこの駅の周辺整備をするということでよろしいんでしょうか。その数字はどうなっていますか。

- 石寺リニア環境未来都市推進室長 リニアの乗降客につきましては、平成24年に策定いたしましたリニア基本構想におきまして、1日の乗降客1万2,300人を想定しております。ただ、その後、知事が唱えますリニア環境未来都市という形で、リニアの周辺に新しく産業、また定住等を促進してまいりたいというような考えの中で、この数字につきましてもこれが適切なものかどうか、また今後検討委員会の中で御議論いただきたいと考えております。
- 小越委員 これから考えるとなりますと、どのぐらいのお客さんがそこに来るのか、どのぐらい使うのかわからずに、ただただ大きな街をつくるって、順番が違うと思うんです。リニアの駅を使う人が何人いて、リニアに乗らないけれどもリニアの周辺に来るという人が何人ぐらいいるのか、車で来るのか、それとその利用見込みがないと、この周辺整備をつくれないと思うんですけれども、そこはこれからどうするんですか。それもこれから考えるんですか。
- 石寺リニア環境未来都市推進室長 リニアの乗降客につきましては、先ほど申しましたものをベースに検討を進めてまいりますが、その周りに来るお客様というのは何ができるかによりましてまた集客人口は変わってまいると思っておりますので、今後の検討の中で、どういう機能をどういう規模でつくればどれだけの利用があるというような中で、必要な規模等について検討してまいりたいと考えております。
- 小越委員 最後に、このリニアの駅の周辺、それから、総合球技場もそうですけれども、
 幾ら金をかけるつもりなのか。先ほど、どんなものをつくれば人が来るか変わると言っていましたけれども、どんなものをつくるというのは、500億も600億もどんと大きいものを使うのか、いや、3億4億で済むのか、上限を決めておかないと、検討委員会でこれがいいじゃないかとなったら、それを全部使って、そして、お客さんを集めるのか。それは税金なんですから、上限は幾らまでかって決まっているんですか。そこを最後にお答えください。
- 石寺リニア環境未来都市推進室長 総合球技場、また駅周辺整備につきましては公共関与で整備してまいりますが、その手法につきましては、PFI方式、またいろいろな形を考えておりますので、今後の議論の中で、県民負担を最少にする中でどのような整備ができるのか検討してまいりたいと考えております。
- 臼井委員 リニア未来都市についてですが、県は24ヘクタールにいわば責めを負って いるということだけども、今回の予算もそういう中で、これは24ヘクタール

に関する部分であるということは間違いないわけか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 今回お願いしております整備基本計画につきましては、24.5ヘクタールの中の計画でございます。リニア環境未来都市創造会議のほうにつきましては、その基本計画とあわせまして、駅近郊約4キロをリニア環境未来都市の範囲としておりますけれども、そこの今後具体的に民間主導でどのような事業ができるかにつきましても、あわせて検討につきましては進めてまいる予定でございます。

臼井委員 いわゆる周辺4キロというものは、市町村がいわばある程度主体になって、 いろいろな内容を吟味していくということではないのか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 委員御指摘のとおり、駅近郊4キロの具体的なまちづくりにつきましては、当然、甲府市、中央市、昭和町のほうで具体的な検討を進めていくわけでございますけれども、環境未来都市という中で定住、産業振興等をうたっておりますので、県といたしましては、市町村のお手伝いをするような形の中で駅周辺整備について今後具体的な検討が進むように努めてまいりたいと考えております。

臼井委員 この約2,000万の検討費の中には、24ヘクタール以外に周辺4キロに関しても検討されるということか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 基本計画につきましては、駅周辺整備について検討いたします。創造会議につきましては、駅周辺の基本計画プラス、近郊についても周辺市町村の皆様方と相談しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

日井委員 そこで、我々が現在仄聞する範囲では、なかなか周辺の4キロについての議論が進んでない、あるいは具体的に見えてこないというのが実態だと思うんです。それで、今あなたの言うように周辺のことも県が関与しながらということだけど、それは間違いないのか。あくまでも、例えばこの3,100万円の整備方針に基づき駅周辺の基本計画を策定するということで、いわば手法はいろいるあるけれども、いろいろな知見を持った人たちと相談する、検討していく、あるいは検討委員会がつくられるということの中で、あくまでも周辺の4キロも踏まえたことを言っているのかどうかということをはっきり知りたい。

石寺リニア環境未来都市推進室長 基本計画につきましては、先ほど来御説明しております 2 4.5 ヘクタールの基本計画でございますが、その下にございます検討委員会の中では、基本計画にあわせまして駅近郊の今後の進め方についても検討してまいりたいと考えてございます。

臼井委員 だとするならば、この検討委員会なるものは、周辺の市町等もかかわっていかなきゃならんことだと思うよ。そういう意味で、くどいようですが、私どもにはこの周辺4キロのことがうわさにもあんまり耳にしないし、全く見えてこないというのが現実なんだよね。私なんか好奇心でよく尋ねることもあるんだけども。

私はかつて本会議の質問で、周辺はなかなか大きな土地がない。工業団地なんかなかなかつくれない。しかし、税収にも極めて貢献の多い本社等を立地できるような、そういうことも考えなきゃいかんというような話を2月議会でも、

本会議の質問でしたことがあるんだけども、本当にこの4キロも、24ヘクタールじゃなくて周辺4キロもしっかり踏まえた、甲府市や中央市や昭和町、そういったものを踏まえた中でいるいろな基本計画をつくっていくのであれば、今、周辺の人たちが、県がこういう計画を持っているいろと県と話し合うんだという認識を私は持っているようにはどうしても思えないんだけども、周辺の市町を取り込んで具体的な話をしていくというのは、今からその緒につくということなのか。どういうことか。

市川総合政策部長 周辺4キロについてなかなか動きが見えないということにつきましては、

その責任の一端は、私どもが駅の周辺をどうしていくかということについてなかなか絵が描き切れてないということもあろうかと思います。周辺4キロ、基本的には市町村に指導ということでございますが、そうは申しましても、環境未来都市ということで一体的なまちづくりをしていくという意味からは、県も市町村も一緒に4キロについても進めていくということであろうと思っています。したがいまして、今回つくります創造会議につきましても、市町村長に入っていただいて、同じ目線で同じ考え方のもとに進めていくということであります。

それからもう1つ、各市町におきまして、いろいろな面で開発の上で御心配、課題等がございます。そういったものにつきましても、知事が所信表明で申し上げたとおり、過日私どもの中に一元的にその窓口をつくるということにしておりますので、そういった形で、委員御指摘のとおり、スピード感としては遅いという御指摘はあろうかと思いますが、そこでこれまで以上に市町と県が一体となって進めていくということでございます。

臼井委員

今の予定ですと10年後にはリニアが開通すると言われているわけです。そういう中で、周辺4キロも含んだリニア環境未来都市があとどのぐらい後に具体的にわずかでも見えてくるというようなものでないと、なかなか今の進捗状況というか、今のテンポでは私は心配しているんです、率直に言いましてね。私は、県は24.5ヘクタールだけだという認識を何となく持たざるを得ないようなイメージだったんだけども、今はっきり言うと、周辺の4キロも取り込んだ基本計画だと言うんだから、ぜひそのことをしっかりとやっていただきたいなということを、答弁要らんけれども、申し上げておきます。

(総合球技場検討費について)

それから、先ほど来、総合球技場のことについてのお話がありました。何となくわずかですけれども、昨今、箱物反対みたいな話が、ちまたか、ごくごくどこかの特定の人たちの一部か知らないけれども、そういう話をわずかに仄聞するわけです。しかし、一口に言って箱物というものはすごく曖昧だし、また批判の対象になるけれども、この総合球技場なるものが、別にヴァンフォーレ甲府だけの特定の施設だなんていうことは我々も思ってもいませんが、どのような相乗効果をもたらして、あるいはまた、決してとかく世間で言われる箱物というものじゃなくて、いろいろなことがこのことによって本県の県民のために、あるいはまたスポーツ愛好者のためにいろいろな意味で広範なメリットというか相乗効果をもたらすということをしっかりと訴えていくというか、明らかに具体的にやっていかないと、箱物反対みたいな話が先行されると大変難しいことになりかねないので。

その点ぜひこの基本計画の策定というやつは、もちろん先ほど大柴委員がおっしゃったように、いつまでもスローでやっていくんじゃなくて、それなりに

スピードを持ってやってもらいたいと思う。ヴァンフォーレ甲府のホームゲー ムが年間20近くしかない、あとは開店休業だみたいなそういうことによって 箱物反対みたいな議論が出てくるんでしょうし、また、特定の人たちによって そういうことをもっと叫ばれるおそれがあるので、ぜひそのことについては、 しっかりこの球技場がどんなふうな形で県民に生かされるものか、いろいろな 効果があるものかということをしっかり明確にやっていくには相当の努力が必 要だし。同時に、すぐ100億だ、百何十億だなんていう話が出てくるけれど も、私は、年来の主張なんだけど、山梨の身の丈に合ったものをつくるんだと いうことを、知事もそんなふうなことは本会議で言及していたように記憶して いるけれども、ともかく山梨の身の丈に合ったものだと。あなた方の口から 140億だ、百何十億だなんていうことが今の場面で出てくることが私は遺憾 だと思うんだよ、はっきり申し上げて。そうじゃなくて、ましてや先ほどの大 阪の話がありますけれども、全く比較にならないような状況のものであること も私はよく承知しているけれども、そういう意味で、本当にこれは単なるちま たで言われるような箱物云々で無駄な施設だなんていうことがいささかも指摘 をされないような、しっかりと理論構成、根拠を明らかにしたり訴えたりして いくことが私は極めて肝要だと思うけれども、いかがですか。

市川総合政策部長 今回、中村議員が代表質問で、スポーツの力を信じているという言及がございました。まさに私ども職員もそんな思いで進めているということでございます。まずスポーツが持つ、さまざまな影響を与える、この力を信じてやっていくと。

しかしながら、そうは申しましても、そこで検討過程において独善的であってはいけないということでございますので、委員会の御審議、それから、いろいるな他施設の状況、小瀬の立地条件といったものを総合的に判断して、どういった使い方が県民の皆様にとって有効活用できるのか、臼井委員がおっしゃったとおり、イニシャルコストをどう低減していくのか、そういったものを多岐にわたって、時間をかけて検討していく。そこで熟度の高い、精度の高いデータを皆様にお示しして御意見を賜りたいと考えているところでございます。

象に、新規の住宅取得、住宅の賃借料、引っ越しの費用を助成するものでござ

(結婚新生活支援事業費補助金について)

臼井委員 県民 2 ページの結婚支援の云々というんだけども、三井次長からは、韮崎市 のメニューに対してサポートするんだということだけど、韮崎市のメニューな

るものは何ですか。韮崎市の計画というか企画は。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 結婚新生活支援事業費補助金につきましては、韮崎市が行う新婚世帯を対象とした経済的支援に対して県が補助をするものでございます。具体的には、世帯年収が340万円未満の世帯を対象にいたしまして、補助上限が24万円としまして、結婚をする新婚家庭を対

います。

臼井委員 2 4 万円がいわゆる今回の補助金なのか。世帯当たり。これは韮崎市のいわ ゆる経済的支援の中身というのはどのぐらいものなのか。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 韮崎市の補助の上限が24万円で ございます。 臼井委員 それに対して、今回の国補を使った県の補助金というのは180万円という ことになっているけれども、これはどんなふうに使われるのか。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 韮崎市は9月補正に計上しているところでございまして、今年度の韮崎市の補助見込みが10件と予定されております。10件掛ける24万円ということで240万円の事業費を計上しています。それに対しまして、補助率が4分の3でございますので、今回180万円の県の予算計上をさせていただいたところです。

日井委員 じゃ、1戸当たりトータルは幾らになるのか。24万円が1戸当たりのトータルで、その補助金はその24万円の中に入っているということか。1戸当たり24万円もらって何をするのか。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 新婚の御家庭だと、住宅を借りたりとか、新築したりとか、あと、引っ越しをしなければなりませんので、24万円を上限というのは国の補助基準が24万円が補助の上限になっておりますので、それで24万円ということでございます。

(ボランティア・NPO活動促進事業費について)

臼井委員 その下にあるボランティア・NPO活動促進事業費は五十数万円計上されていますが、このいわば指針の策定をすると、あまりにもここまで具体的にくるのに大変時間がかかったという経過があるはずです。6万人からの署名でいろいるなことも県には要請されてきたはずだけども。そこで、指針策定のタイムスケジュール、これちょっと教えてちょうだい。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 指針についてですけれども、議会終了後になりますが、アンケート調査を実施いたしまして、ボランティア団体・NPO法人の活動状況、県民の意識等を調査した上で、有識者検討委員会を10月以降開きまして、年度内には指針を策定したいと考えております。

臼井委員 年度内だってあと小半年あるんだろうけれども、要するに、アンケート調査をしたり、検討委員会を開いたりして、いわばその全ての着地を年度内に間違いなくすると、こういうことか。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 指針につきましては年度内に策定 したいと考えております。

討論

小越委員補正予算、ここのところに反対いたします。

総合球技場については、県としての収益の見通しの提案もないまま、全て検討委員会にお任せであり、赤字でもつくるという方向を示されました。国の方針にあるやり方にも沿わず、このままでいくと、本当に箱物建設ありきのまま進めることに反対です。

また、リニア駅周辺のところにつきましては、利用予測について利用人数も曖昧のままただつくるというだけですので、ここは税金を使うだけであり、リニア駅周辺整備のこの補正予算についても反対いたします。

大柴委員

私は今回の予算原案に賛成の立場から討論を行います。県におきましては、全ての県民が安心して暮らせるような地域社会である、輝きあんしんプラチナ社会の実現に向けましてしっかりと取り組んでいただいていると。このような中、今回の補正予算は、リニア環境未来都市の具体化を図る基本計画の策定や、また本県にふさわしい総合球技場に対する、身の丈に合った球技場をつくると。また、地域づくりや男女共同参画、富士山の文化遺産保存などの喫緊の課題にしっかりと対応していく予算であると感じております。

以上をもちまして、今回の補正予算は、ダイナミックやまなし、この総合計画の推進に私は資するものだと考えておりますので、賛成の討論といたしたいと思います。

採決 採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定した。

請願第29-5号 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員の実現に 関することについて

意見

鈴木委員

この件については、法務省の所管に関する行政事務の適正あるいは迅速に処理及び行政サービスを充実するという強化のもとにあるものと思いますので、私としたら、職員の増員に対して求められることから、本請願は採択すべきだという意見であります。よろしくお願いします。

討論なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

請願第29-8号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

意見

大柴委員

私も、この私学の制度、これは公教育における私学の重要性と、また厳しい 運営状況を考えますと、国がさらなる財政を支援していただくことが大変必要 であると考えておりますので、本請願は採択すべきと考えます。お願いします。

討論なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(富士山の外国人登山者対策について)

早川委員

まず富士山が山仕舞いしまして、今年非常に多くの意見をいただいたので、このタイミングじゃないと言えないのでお時間いただきたいんです。まず外国人の登山者対策についてです。私も山開き、7月1日にここ数年毎年山に行っていまして、非常にいいことで、外国人がすごくふえています。山梨県はそれに対応して、外国人向けのパンフレットとか、通訳案内士とか置いていたり、レンジャーにも少し対応しています。

今年特に現地の山小屋の人とかに言われたのは、一層サンダルとかTシャツで登る人が多くて、ちょっとのけがでもヘリコプターを呼んでくれとか、防災ヘリを呼んでくれとか、そういう人もいると。また、ごみが、あんまり特定の国名は言えませんが、山にごみが非常に多くて、私も非常にびっくりしました。多過ぎて、山小屋の人とか登山ガイドの人たちが実費で緊急で2度も3度もごみを拾って、また、外国の人がSNSでそれを発信しているんです。そうすると、捨ててもいいんじゃないかというムードが広まっちゃって、これ、非常に困っているので、県として今年の状況を、中間でも報告が入っていると思うんですけれども、これはゆゆしき問題なので、どう捉えているのか、また途中で対策を果たしてとったのか、まず伺います。

入倉世界遺産富士山課長 今夏の特にごみの状況でございますけれども、特にお盆の時期に、 山梨県側に限らず静岡県側も含めまして、5合目や登山道、下山道、山頂にご みが相当散乱しているという情報を登山道パトロールや下山道パトロール、ま たレンジャーや登山ガイドの方々、ほか関係者、地元から情報を得ておりまし て、状況は把握しておったところでございます。

その対策として、応急的に緊急的に、登山道や下山道のパトロールに頻繁に上がっておりますので、県のそういうパトロール、また富士山レンジャーがごみを積極的に回収するということをやったところでございます。また、民間の登山ガイドや登山者の中には善意でごみを回収してきてくれる方も数多くいらっしゃいましたので、5合目の県で主に運営しております総合管理センターでごみをとにかく引き受けて、お礼も言いつつ、可能な限りの対応をとったところでございます。

早川委員

ICOMOSもまだ途中で、保全状況、宿題がたくさんあって、いろいろな可能性も考えられるので、そしてまた、オリンピック等に向けて外国人が本当にふえてくると思います。

具体的に予算もかかることかもしれないんですけれども、来年に向けて注意をする方法を考えないといけないと思っています。県のガイドさんがもっと外国語対応能力を上げるとか、あとは、県のレンジャーの人が外国語対応力で注意をするとか、あとは、民間のガイドさんがもっと英語とかアジアの言葉で注意するとか、そういうふうなことが必要だと思います。その点について具体的な対応策を考えていくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

入倉世界遺産富士山課長 増加している外国人に対しまして、軽装登山をやめて安全な登山をするとか、ごみの問題のマナーに関する、そういう情報を提供するために、ガイドブックや案内標識等の多言語化を進めてきました。また、昨年に引き続いて、外国人を主なターゲットに無料のWi-Fiを整備したりして、外国人の

情報収集の環境などを整えてきたところでございます。今後は、この夏、特にお盆のときのそういう状況などもしっかりと把握しつつ、効果的な情報提供をして、事故を未然に防ぐ対策なども十分に検討しながら、マナーの情報提供もしていくということ、また、富士山レンジャーの外国語対応能力の向上についても必要となってきますのでそういうこととか、また、お盆など繁忙期がございますので、繁忙期の富士山レンジャーの巡回指導を重点的に行うなど、安全で快適な登山、また正しいマナーを外国人含めまして周知・啓発により一層取り組んでまいりたいと考えております。

早川委員

当たり前ですけれども、富士山は世界遺産であることから、国際化は進むので、それに向けて国際化対応はぜひやっていってもらいたいと思います。

(東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致活動状況について) 質問を変えて、オリ・パラについてです。本会議でも言わせていただいたん ですけれども、ちょっと時間がなくて言えなくて。御案内のように、来年は日 仏友好160周年です。2020年の4年後もフランスでオリンピックが開か れる中で、本県はフランスの、今6個がキャンプ地として決まっているという ことですけれども、非常に頑張っていただいていると思います。

その中で、この間、臼井先生と出席させていただいた柔道連盟会で、フランスの柔道が甲府市に可能性があったんですけれども、それが少し残念に終わって、姫路に行ってしまった。県都甲府として、フランスが決まっていないということと、先ほどのフランスとの関係を考えれば、山梨県全体でフランスをもっとふやしていくと思うんです。私自身もいろいろなルートで、また県庁の職員の人たちといろいろ汗をかいて、具体的に言うと、ボルタリングとか、あとはバレーボールとか卓球とか、そういった可能性が高まっていると思うんですけれども、ここはもう一歩早目に決めていただくことが大切だと思うんです。その状況を教えていただけますか。

落合国際総合戦略室長 甲府市でも本年度の補正予算で誘致活動の予算を計上いたしまして、 誘致活動の本格化に着手しておるところでございます。県といたしましても、 甲府市と連携をしながら、今、委員がおっしゃられましたような競技種目など を中心に、誘致活動を強力に支援しているところでございます。ただ、相手方 があることでございますので、先方とお話ができるような状況になりましたら ば、また皆様方のほうにも状況を御報告させていただければと考えております。

早川委員

これも、オリンピックをスポーツだけじゃなくて教育とかさまざまな文化にということで、本会議でも言ったんですが、最後に、多分、課が違うと思うんですけれども、オリンピックを生かした文化の動きということで、ビヨンドという文化のシールは20件ぐらいで、多分、山梨県では50件ぐらいがあると思うんです。ただ、私思うのは、そういうイベントにシールをやるというよりも、具体的な実際の交流が必要だと思うんです。山梨市は、ドイツのウエイトリフティングをきっかけに、ドイツの交響楽団のオーケストラをやって、自治体の交流が進んでいます。前にも提案したことがあると思うんですけれども、美術館同士の交流をして観光につなげるとか、大学間とか、教育とか文化的なことを進めていかないと、オリンピックもハードとか東京と言われると思うので、ぜひ、文化の動き、市町村の動きとか、県としての姿勢を最後にお伺いします。

柏木生涯学習文化課長 ただいまの早川委員の質問にお答えさせていただきます。先ほど早川 委員が御紹介されました山梨市は、ドイツのホストタウンということで、民間 事業者が中心になってドイツのコンサートをやっていただいて、そこに山梨市 が協力していく、これが今1つの例でございます。もう1つ、フランスのホス トタウンになっております山中湖村でございますが、来年フランスでオペラが 上演される。「金閣寺」というオペラだそうです。山中湖村に三島由紀夫文学館 がございまして、フランスのストラスブールの大学から山中湖村で所蔵してい る「金閣寺」に関する文献を貸してほしいというような話があって、そんな形 で話を進めているというふうに伺っております。

(ドローンの活用について)

大柴委員

私もどこかよくわからないんですけれども、ドローンの活用でちょっと聞きたいんです。ドローンを使っているのは、防災も使っている、警察も使っているからそっちなのかわからない。ただ、総合政策になるのかなと思いまして。政府では、未来投資戦略2017、そしてまた、山梨県におきましてもドローンの活用を、庁内の検討会を設置しているいる検討をしていると聞いています。まず県において、ドローンの今の活用実績はどのようなものがありますか。

塩野政策企画課長 これまで県におきましては、業者に委託をいたしまして、例えば観光の P R のためのプロモーションビデオの撮影とか、富士山科学研究所におきまして 植生のモニタリング、あるいは富士山登山の安全確認とか、リニア見学センターにおいてドローンを使いましてプロモーションビデオの撮影を行ったりというふうなことでドローンを活用しております。

大柴委員

ドローンというのは今からすごく伸びていくと思います。我々のこの委員会でも、石川県の日本航空学校さんを視察に行った際に、鳥を追い払うという目的だと聞いたんですけれども、それでドローンを使ったりとか。ドローンを私たちもちょっと使わせていただいたんですけれども、やっぱりすごく効果があるものだと自分でも肌で感じました。ただ、その一方、とても危険だなと、使い方によっては危険だなと思いました。山梨県でも、防災や、また測量、そしてまた農業などのいろいろな面で活用されていくんではないかなと思うんですけれども、ドローンの安全な飛行のためには、今、免許制度はないんじゃないかと思うんですけれども、どのようなことをやって飛行のルールを守っていかなくちゃならないのか、その辺のところはわかりますでしょうか。

塩野政策企画課長 委員おっしゃるとおり、今、免許は確かにございません。ドローンの飛行に関しましては、航空法の中で幾つか規制がございます。その航空法の中では、例えば150メートル以上の高さの空域とか、人口集中地区、DIDと言われていますけれども、そういった区域とか、空港等の周辺につきましては、航空法の中では禁止をされております。また、安全に飛行させるためのルールも定められております。例えば目視外、目で見える範囲を超えたところでの飛行とか、あるいは夜間の飛行、あるいは人が大勢集まるようなイベントをしているような上空での飛行につきましては、航空法とあわせまして国土交通省の許可等が必要になります。

大柴委員

今の許可というところなんですけれども、日本航空学校さんで何日かで許可が取れるということと、あとは民間も何かやっているところもあるという話も聞いているんですけれども、金額によってまちまちだと。日本航空学校とまた

民間、全然違うという話も聞くんですけれども、その辺のところは県としては 把握していて、そして、何となく統一というかある程度していかなくちゃいけ ないと我々は思うんですけれども、そういうのはどうなんですか。

- 塩野政策企画課長 ドローンにつきましては、先ほども申しましたように免許というような制度がございませんで、民間の団体でそういった技術について講習を行うというような団体がございます。そういった団体につきましては、国土交通省のほうのホームページで一覧が掲載されております。そういったところでそれぞれ統一的な基準で講習がされているわけではないんですけれども、その団体で受けられる項目はこういう項目ですというものがそれぞれ示される中で、ドローンの安全飛行に対する研修等が行われていると承知しております。
- 大柴委員 最後になりますけれども、ドローンは、やってはいけない、飛ばしてはいけない場所があって、ここではいいという場所もある程度決められているわけであります。とにかく県民の安全安心の向上や、建設とか農業分野においての労働力不足等に対しても今から必ず役に立つことだと私は思っております。そこで、県がドローンの活用に向けた今後の取り組みをしっかりやっていかなければならないと思うんですけれども、その辺のところを県はどのように感じているのかお伺いしたいと思います。
- 塩野政策企画課長 県におきましては、先ほど委員から御発言がありましたようにこの5月から庁内検討会を設けております。そこにおきまして、県内外のドローンを用いました先進的な事例などを参考にしながら、今後県としてどのような活用ができるかというふうなところを現在検討しているところでございます。今後につきましては、ドローンを活用しました事業、そういった事業化を含めましてドローンの活用の推進に向けました検討を進めてまいる考えでございます。

(知事・副知事交際費について)

- 小越委員 知事・副知事交際費のことについて伺います。知事・副知事交際費の出す基準はどういう基準で出しているんでしょうか。
- 平賀総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 知事交際費の執行でございますけれども、知事と 副知事の交際費は、執行基準というか目安がございます。ただ、執行に関しま しては、それぞれ県と相手方の個人・団体、それぞれ関係の度合いは千差万別 でいろいろでございますけれども、一律にいわゆる基準と言われているもので 判断するのではなく、その都度その都度の考え方で執行をしております。
- 小越委員 その決裁は、知事や副知事も承知で、知事や副知事の指示でやるのか、それ とも、こちらの当局の考えでやるんですか。
- 平賀総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 両方ございます。知事の指示を直接いただく場合 もございますし、ある程度任されるといいますか、こちらの判断で執行する場合もございます。
- 小越委員 平成29年7月分の知事・副知事交際費執行状況を見ますと、平成29年7月8日、執行者、知事、金額1万円で、第58回甲府中学・甲府一高東京同窓会会費1万円が知事交際費から出されております。後藤知事は甲府一高出身と私聞いております。同窓会の会費を知事交際費で執行するということは、今ま

で私見てきたんですけれども、多分ないと思うんです。これは知事の指示ですか。

平賀総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 甲府一高の東京の同窓会が開かれましたのは7月7日か8日だったと思いますけれども、例年、東京の県人会、高校の同窓会もありますし、いろいろな地区ごと、市町村ごとの県人会がございますけれども、基本的には東京事務所長が対応しております。したがいまして、東京事務所の社会活動費として対応しております。今年に限りましては、知事が翌日からフランスに出張するということで前泊の必要がございましたので、どうせ東京にいるならば知事が出ようということで、知事が出席しましたので、知事の名前で執行をさせていただきました。

小越委員 知事が行こうが行くまいが、同窓会の会費を知事の交際費、税金を出すということがいかがかと言っているんですけれども、見解はどうですか。

平賀総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 同窓会といいますか、東京の同窓会でございまして、いわゆる東京の県人会、それがたまたま甲府一高という集団で開催された。中には、何とか町の出身者の集まりで同窓会が開かれることがあるということで、いわゆる東京県人会の1つの形ということでありまして、甲府一高だからとか何とかだからということではございません。

小越委員 今まで見てきますと、ほかにも、例えば韮崎高校とか日川高校とか甲府西高校とかも多分東京の同窓会があったときにも出すのか、たまたまここ、初めてこれが出てくるわけですよね。前の横内さんとか出てきませんでした、こういうのは。韮崎高校の同窓会費なんて出てきませんでした。後藤知事になって、今回、それもこの年に初めて、東京で開かれるけれども同窓会の会費に出すということは、私はちょっと不適切じゃないかと思います。

もう1つ、昨年は、平成28年8月1日、知事の名前で、東京事務所ですけれども、参議院議員宮沢由佳氏事務所開きに生花1万6,200円、その次に、8月5日、衆議院議員堀内詔子氏厚生労働政務官就任、東京事務所2万1,600円、そして、今回は、8月7日、衆議院議員宮川典子氏文部科学大臣政務官就任、東京事務所、生花2万1,600円です。今まで横内知事のときはこういうものはありませんでした。なぜ今回こういうふうに、山梨県の関連の議員かもしれませんけれども、生花を事務所開きや就任のお祝いに、後藤斎さんじゃなくて、山梨県知事の名前で出しているんですよね。それはどうしてそういう判断になったんですか。

平賀総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 前知事の時代にどういうふうな対応をされたかというのは、私の記憶では、前知事も同じような対応だったのではないかと思います。まず1点、先ほどの、最初に、初めて衆議院なり参議院に当選された方が国会の議員会館に事務所を構える、このときには事務所開設のお祝いということで生花をお渡ししております。それからあと、政府の大臣・副大臣・政務官、このような政府の役職についたときには、やはり知事の名前で生花を出しております。これはかつての県政も、誰のときということではありませんが、同じような対応だったのではないかと私自身は思っております。

小越委員 同窓会の会費を知事の、たまたま後藤知事というか、要するに、知事の交際 費は税金ですから、だったら、韮崎高校でもほかの日川高校でも同窓会を東京 でやった場合は出すということになっちゃうんですよね。それは誰が判断するかって、これ1回出しますと、みんなそれを出すということになるんですよね。いろいろなまちの中学校、小学校の東京の同窓会があるといったら。そういうふうにならないと思うんです。これは私はちょっと不適切だと思いますので、こういう同窓会にお金を出すのはやめたほうがいいと思います。意見として言っておきます。

主な質疑等 警察本部関係

所管事項

質疑

(青少年を有害サイトやネット依存から守る取り組みについて)

宮本副委員長

平成28年の主要成果説明書の70ページの青少年を有害サイトやネット依存から守る取り組みについて伺います。先日私は一般質問で、学校現場にIC Tとかクラウドとかそういったものを推進すべきだという質問をさせていただきました。その中で、実際、今の山梨県の高校生の9割以上がスマホを既に持っていると。小学生もおそらく2人に1人以上持っているということで、当然これからの時代で、スマートフォンを使って決済であったりとか、あるいは何か取引であったりとか、いろいろな情報収集など、子供たち、小学生にとっても非常に重要なツールなのかなということは認識しております。

使い方を知っていくというのも非常に重要なんですが、同時並行的に当然、インターネットの世界には、小学生が犯罪に巻き込まれる危険性、そういったことも非常にあるということを考えております。この70ページの取り組みの中にある防犯講話ということで、子供たちに使い方、どういうふうに正しく使って、ツールとして今後社会の中でうまく活用していくのかと、そういうのは非常に重要なのかなと思うんですが、この防犯講話というのは具体的にどのような内容で行っているのかまず伺います。

比留間生活安全捜査課長 県警察では、インターネットだとかスマホに絡む各種犯罪から青少年を保護するため、小中高校生及び保護者に対しまして防犯講話を開催しておるところでございます。ちなみに、昨年中は100回を超えております。

その具体的な内容につきましてですが、これは総体的にお話ししますと、全国でインターネットだとかスマホを使って犯罪に遭った事例、これを紹介するほか、小学生向けには、インターネットだとかスマホ、またDSゲーム、これについて知らない人とは通信をしない、あとは、使用する際は時間を決める、こんなところを指導してございます。また、中学生につきましては、ID・パスワードをむやみに他人に教えない、またネット、ライン等で誘いがあった場合もむやみに会ってはいけない、このようなことを指導しております。高校生につきましては、個人情報を含めID・パスワード等の厳格な管理だとか、本ット上における他人の誹謗中傷はしない、また不審なサイトにはアクセスしない、こういったところを中心に指導してございます。また、保護者向けには、全国でありました事例について詳細に申し上げるとともに、子供の使用するスマートフォン、ネットにはフィルタリング機能をかけるだとか、あとは、使用について家族でルールを決めていただくと、こういったところを指導してございます。

宮本副委員長

本当に非常に便利だからこそ、やはりその使い方のルールというか、そういったものを子供たちにしっかりと教える、指導という言葉がいいかどうかわかりませんけれども、必要だと強く思います。

それで、実際、犯罪というのは、私も多少何となく想像はつくんですけれども、具体的にスマートフォンなどを使って子供たちが巻き込まれる犯罪はどういったものがあるのかも伺います。

- 比留間生活安全捜査課長 今やインターネットだとかスマホはあらゆる犯罪のツールとして利用されるわけですが、特にこれらを利用して青少年が被害に遭うケースの多いものといたしまして、具体的には、ライン等のSNS上で自分の裸を自画撮りしてしまい、これを全く面識のない者に送ってしまう自画撮り被害、要は、児童ポルノ禁止法違反の被害者となったり、または、言葉巧みに誘われて会ってしまった上、暴行を受ける強制わいせつ等の被害、また性交に及んでしまったりするという青少年保護育成条例違反など、主に性犯罪の被害者になることが高いと言えます。
- 宮本副委員長 この防犯講話を年116回ですか、やってらっしゃるということで、そういったことを事前に知ることで子供たちも当然、使い方に気をつけていくと思うんですが、この防犯講話によって犯罪等の防止に具体的にどのような効果があったのか、数字とか統計とかあるようでしたら、教えていただければと思います。
- 比留間生活安全捜査課長 具体的な数字とかではお話しすることはできないのですが、一例といたしまして、小学生とその保護者に対しまして、防犯講話を行った後、アンケートをとったことがございます。その折、保護者のほうからは、フィルタリング機能を全く知らなかった、そういうものを早速子供のスマホにかけたいだとか、あとは、よく子供が使うライン等におきましては、全く見ず知らずの者からの通信を遮断できるID検索機能がございます。これをオフにするということをお話したところ、早速うちの子供にもかけてみたい、もう少し詳しく教えてくださいとか、あとは、スマホだとかネットの使い方について家族でルールを決めるということの大切さがわかったと、こんな声が聞かれたところでございます。

また、中学生や高校生に対しまして、なぜ自分のIDだとかパスワードをむ やみに人に教えてはいけないかという質問に対して、しっかりと答えられると いう生徒が少なかったと、このような状況にございます。こういった中におい て、小中高校生の間でスマホ等が急激に普及する中において、セキュリティに 関して改めてその遵守事項を教えることは非常に有効だと考えています。今後 も県警察では、保護者、学校関係者、また、県教委から出向している少年対策 官もおりますので、より深い、効果のある講話ができますよう努めてまいりた いと考えています。

宮本副委員長

ぜひ積極的に進めていただきたいなと思いつつ、防犯講話という名前が非常に古めかしくて、なかなか最近のサイバー系の犯罪とは言葉としてマッチしないのかなんて思いつつ、そういう名前も、格好いいものがいいかどうかわかりませんけれども、私も非常にかた苦しいなというのを感じました。

あと、最後に、これをどこに行けば受けられるのかというか、つまり、例えば学校で必ず1年に1回小学校、中学校、高校でやっているのか。非常にいい

内容だと思いますので、ぜひ続けていただきたいんですけれども、子供たちに 例えば1年に1回必ずやるのか、あるいは県警まで行って希望者だけなのか、 それだけ最後に教えていただいて、私の質問を終わります。

比留間生活安全捜査課長 この防犯講話といいますか、防犯講習につきましては、基本的に学 校側からの要請でこちらが受けるというパターンが非常に多うございます。た だ、あとは、開催が少ないとか、学年が変わったという節目で、警察署のほう からいかがでしょうかと声をかけたりすることもございます。また、先ほどお 話しした少年対策官は常時学校を回っておりますので、そういったところでも 適宜講習をしております。

本当にやっぱり子供たちが、犯罪もそうですし、使い方を学ぶという意味で 宮本副委員長 そういったリスクを知ることが非常に重要だと思います。招かれたから行くと いうよりも、ぜひ積極的に、全ての子供が受けられるような形、教育委員会と 手を結んでいただいて、進めていただきたいと思います。意見です。

(和解及び損害賠償額の決定の件について)

小越委員 今回の報告事項にあります、報告第68号にありました、和解及び損害賠償 額の決定の件で、北杜警察署内における拾った落とし物の業務の誤処理に係る 和解のところがあります。報告書の53ページです。この経過と内容について 御説明いただきたいんです。

天野会計課長 今回の和解及び損害賠償額の決定の件につきましては、記載されている4件 については、全て同じ原因で発生したもので、日時・場所が異なることから、 4件として記載されているものであります。このようなことから、共通する部 分について御説明いたします。

> 初めに、拾得物の業務における誤処理の内容についてですが、今回の事案は、 スーパー、金融機関、商店などの施設内における拾得手続にかかるものであり ます。一般論といたしまして、遺失物法では、施設利用者が施設内において物 件を拾得した場合は、施設占有者に届け出を行い、施設占有者が警察署に物件 を提出することとなっております。一例を申しますと、例えばスーパー等でお 客さんが店舗内で現金1万円を拾ったような場合は、店員等を通じて店長に届 け出がなされます。それを受けた店長等は警察署に対してその物件を提出する という流れになるということでございます。

> 提出を受けた当該物件につきましては、3カ月を経過しても遺失者 落と した人が判明しないときは、物件を拾得し権利を有している施設利用者 拾 得した人になりますけれども、その方がその物件の所有権を取得することがで きることとなっており、その際は、警察署から拾得者に対し所有権取得通知書 を発送して、所有権を取得されたことを通知する手続が定められております。

> 今回の事案は、北杜警察署管内における施設内での拾得物の届け出の中で、 議会報告書にある4件について担当者が作成書類の単純な記載ミスをし、結果 として、先ほど申し上げました所有権取得通知書の発送を失念したことにより、 拾得者に所有権ができたことを知ることができず、本来得られるはずであった 拾得物件が関する権利を行使する機会、つまり、拾得した現金等を受け取る権 利を失わせてしまったというものであります。拾得された物件である現金等に つきましては、2カ月の引き渡し期間内における拾得者が受け取りに来なかっ たものとして取り扱い、県へ帰属、すなわち、歳入として県の収入になる手続 がとられております。

なお、それぞれの4件の事案について、それぞれの拾得者に9月下旬、報告 書記載の金額が、賠償額という形で本来受け取ることができた現金が支払われ ております。今回の報告の件については、4名の方に権利があることが判明し たことから、誤って県の収入としていた現金等について、本来の権利者である 4 名の方に返還手続をとらせていただいたということを報告するものでありま す。

小越委員

その手続はどうしてこういうふうになってしまったんでしょうか。職員の人 が受け取ったときに処理の仕方があると思うんですけれども、ちょっと話を聞 いて複雑なんですけれども、どういうところが不備だったんですか。

天野会計課長

今回の原因につきましては、担当者が遺失物業務の手続、これについて理解 していなかったということが挙げられます。本来、書類作成する段階で権利を チェックする欄がございますが、そのチェックする欄をチェックし忘れたとい うことから、先ほど申しました所有権取得通知書の発送ができなかった、失念 してしまったということになります。

小越委員

この4件、みんな北杜警察署管内ですけれども、全県的に同じようなことが 今までもあったりしたんでしょうか。

天野会計課長 今回の事案の発生を受けまして、直ちに北杜警察署を除く県下11警察署に つきまして調査・確認を行いましたが、これまでの調査・確認においては同様 の事案はなく、全警察署において適正に処理されておりました。

小越委員

ということは、北杜のこの4件だけはほかと違うやり方をしたと思うんです けれども、担当の人が1人でチェックをして、そのまま次の業務に流れるんじ ゃなくて、ダブルチェックというか、上司の決裁というか、それはここの北杜 警察署管内、この間はどうなっていたんでしょうか。

天野会計課長

北杜警察署におきましては、今回のチェック機能ということになろうかと思 いますけれども、会計課長まで決裁が上がる中でチェックするようになってお りました。

小越委員

なっていたけど、誰も気がつかずになってしまったということですか。だか ら、その担当の人がたまたま間違えたとしても、その次に決裁する、お金の問 題ですから、誰か上司の人が決裁をちゃんとしてなかったのか、していても間 違えたのか、そこはどうなっているんですか。

天野会計課長

チェックするシステムになっておりましたが、チェックが完全にできていな かったということになります。再発防止にも関係してくるんですけれども、今 回そのいわゆる業務が担当者任せになっていて、チェック機能が働いていなか ったということが大きな要因になります。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員会事務局関係

第 5 9 号 山梨県個人情報保護条例及び山梨県情報公開条例中改正の件

質疑

- 宮本副委員長 この条例改正について幾つか質問いたします。まず今御説明の中で個人情報 の定義の明確化という話でしたが、個人識別符号の概念を導入するという話が ありました。指紋データとか旅券番号とかそういったものが該当するということですけれども、ほかにどういったものがあるのかまず伺います。
- 上野行政経営管理課長 個人識別符号につきましては、大きく分けて二通り、2種類ございます。1つは、身体の一部の特徴をコンピューター処理のためにデータ変換したものとして、指紋認識データのほか、DNA、顔認識データ、手や指の静脈、目になりますが虹彩、声紋などのデータなどでございます。もう1つは、サービス利用や書類において対象者ごとに振り分けられました公的な番号でございます。旅券番号のほかに、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバーなどもこれに該当いたします。
- 宮本副委員長 これは民民じゃなくて、県と個人という扱いだと認識しているんですけれども、今おっしゃったような、身体情報の顔認証、静脈とかDNAというのは、具体的に県は今どういう場面でそれを扱っているんですか。持っているんですか。
- 上野行政経営管理課長 これから県が取得して保有するものについてより明確に管理ということで、法の改正に沿って今のものを置いたところでございますが、直接、今、業務上これらのデータを積極的に取得・保有しているというような事例は特に承知していないところでございます。あとは、コンピューターにログインするときのために、一部、手指の静脈のデータを使ってセキュリティの確保をしていると、そういうような事例等はございます。
- 宮本副委員長 わかりました。ちなみに、ほかの、旅券番号とか指紋とか、指紋は県警なのかもわからないですけれども、そういったものをこれまでどのように扱ってきて、今後それを今回の改正に当たってどういうふうに変わっていくのかも伺います。
- 上野行政経営管理課長 従前から、指紋データであったり旅券番号などの個人識別符号につきましては、本県のこれまでの条例の解釈運用基準におきまして個人情報の定義に含まれるものとして解釈されておりました。個人情報としてこれまでもしっかり管理した上で取り扱ってきたものですが、今回これはあくまでも法の改正に沿いましてより明確化するというようなところで、条例の改正前後で取り扱いが変わるということはございません。あくまでも法の改正に合わせまして対象の明確をしまして、より適切に管理をしていきたいという改正でございます。
- 宮本副委員長 この条例改正内容 2 の (1) のイのところの、人種、信条、病歴など、その 取り扱いに配慮を要する要配慮個人情報というのがあるようなんですが、これ は通常の個人情報に比べてどういった取り扱いの違いを考えていらっしゃるん でしょうか。

上野行政経営管理課長 通常の個人情報に比べて厳格な取り扱いをすることで、大きく違いが ございます。具体的には、要配慮個人情報につきましては、本県の条例に基づ きまして、次の場合を除き取得を禁止する内容となっております。 1 つ目が法 令等に基づく場合、2 つ目が犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に係る場合、 3 つ目が、業務上やむを得ないということで、山梨県個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、利用目的を達成するため必要があると実施機関が認めた場合が例外になりますが、それ以外につきましては取得を制限・禁止する項目となっております。

宮本副委員長 要配慮個人情報の中に病歴が新たに追加されたということで、例えばアメリカとかでも多分病歴によって保険の量定が変わってきたりもすると思いますので、非常に慎重な取り扱いが求められているとは思うんですけれども、そもそも県が病歴という情報を取り扱うシチュエーションというのはどういうシチュエーションですか。県立病院とかですかね。まずどういう状況であり得るのか教えていただければと思います。

上野行政経営管理課長 県が病歴を取り扱うといったのは、例えば福祉保健部などで多いんですけれども、障害者の手帳の交付であったり、それの関連の交付金の交付といったときに、診断書に基づきまして判定をしたりしていくといったところでこれまで病歴の取得をしてまいりました。今後もその必要があるということで、審議会に諮った上で適切な取り扱いで行っていきたいと考えております。

宮本副委員長 最後に、山梨県個人情報保護審議会ですか、それに意見聴取を行うということがここに説明があるんですけれども、これはどういうことを具体的にされるのか最後にお伺いして質問を終わります。

上野行政経営管理課長 具体的には、病歴等要配慮個人情報を取得して事務を行う場合につきまして、事前に当該事務の概要、取得しようとする個人情報、利用目的、それから、取得の理由等につきまして、第三者機関であります山梨県個人情報保護審議会に事前に諮問をかけまして、その答申をいただいた上で、そこの判断の客観性を担保した上で、個人情報の適切な取り扱いを確保していく仕組みになってございます。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 6 2 号 平成 2 9 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の 補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出 中総務委員会関係のもの、第 2 条継続費の補正中総務委員会関係の もの、第 3 条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第 5 条地方債の補正

質疑

(南都留合同庁舎移転整備事業費について)

卯月委員

総4ページ、南都留合同庁舎移転整備事業費です。この庁舎の移転は、都留 文科大学の学校用地の拡張という都留市の要請に応じたものでありまして、建 設事業費には合同庁舎の建物を移転するための補償費、庁舎の敷地を有償譲渡 することによる収入が財源として充てられるということであります。このうち、 合同庁舎の敷地については、市が先行取得した合同庁舎の移転先に見合う分の 敷地を交換した上で、残りの部分を市に有償で譲渡すると聞いています。そこ で、この譲渡により得られる差額といいますか、有償譲渡の収入はいかほどに なるのかお伺いします。

渡辺財産管理課長 敷地の譲渡契約につきましては、新たな合同庁舎に移転し、旧合同庁舎敷地の引き渡しが可能となった時点で締結することとなっております。このため、現時点で正確な金額をお示しすることはできませんけれども、既に合意がなされております両者の土地の売買単価、これをもとに推計いたしますと、およそ2億6,800万円になります。

卯月委員

合同庁舎の建物の移転補償については、本年2月議会の本委員会においても執行部からこの13億5,800万円になるとの説明を受けましたけれども、これに土地の売却収入、今御説明いただきました2億6,800万円を合わせますと、約16億2,600万円の収入になるという計算になります。一方で事業費を見ると、継続費を設定する本体工事に今後、さらに防災行政無線等の移設のための事業費が加わると、今説明がありましたけれども、移転に伴う現在合同庁舎の復元という点から考えれば、基本的にはこの収入の範囲内で整備することになると思いますけれども、この点については県の考えはいかがでございましょうか。

渡辺財産管理課長 新合同庁舎におきましては、現在都留児童相談所内にあります、こころの 発達総合支援センター都留クリニック、この施設を狭隘化解消のために新たな 合同庁舎の中に入居させることとなっております。また、省エネ対策といたし まして、太陽光発電、先ほど申し上げました地中熱空調の設備を整備するとい うことも考えております。これらの新たな機能の整備を除いた事業費につきま しては、委員御指摘のとおり、市からの補償費等の範囲内でおさめていくとい う考えでおりまして、これを十分に留意して執行してまいります。

卯月委員

今説明がありました、環境に配慮した設備、また児相については大変重要な設備・施設だと理解しております。都留文科大学が取り組むこのたびの事業は、隣の我々としてはうらやましい限りなんですけれども、都留市のシンボルでもありますし、大学の魅力を高めていくために必要なものだとも認識をしております。また、県においても、現在共有している庁舎の移転整備ということで、県民生活に支障が生じることがあってはならないものだとも考えます。このため、県は市と連携を密にしながら計画に沿って円滑に事業を進めていくことが重要であると思いますけれども、今後どのようなスケジュールでこの計画を進めていくのか、最後にお伺いしたいと思います。

渡辺財産管理課長 建物本体の建設工事につきましては、契約についての議会の御承認をいただいた後に速やかに着手をいたしまして、平成31年7月の完成を目指してまいります。また、防災行政無線移設工事をはじめとするその他の工事につきましても平成31年8月には完成をさせまして、9月には市に引き渡しができるよう、鋭意進めてまいります。

清水委員

今の南都留の合同庁舎の関連について二、三点お尋ねしたいんです。地中熱の工事、これは補正として計上されているので、この工事内容のイメージがよくわからないんですけれども、どういう内容を言っているんでしょうか。

渡辺財産管理課長 そもそも地中熱というのは、地下10メートルから以下につきましては甲 府で大体16度ぐらいで1年中安定しているということで、夏暑い時期には 16度の温度と夏の熱を放射する。そして、冬、寒い時期には、16度から、 寒いので、その温度を吸収すると、そういう熱交換のシステムを利用するとい うことでございます。ですので、井戸をまず50メートル掘りまして、その井 戸の温度によりまして熱を発生させるということで、まず井戸の削井工事をさ せていただくということになります。

清水委員

地中熱工事は大体私もわかっているんですけれども、ここで補正を組んでこの 1,100万円を計上したということですよね。そうすると、何らかの形でその補正の部分が発生した。そこのところはどういう内容なんですか。何でこれ、追加が出たんですか。

渡辺財産管理課長 平成29年9月補正から3カ年の継続事業ということで本体工事をやらせていただきます。その日程に合わせるためには、この9月で実施をして井戸の削井だけはさせていただくと。その後、本体工事とあわせましてさまざまな設備を整えていくという形になります。

清水委員 わかりました。

もう1点、防災行政無線設計費。システム設計というのは、目に見えないから、非常に設計費の計上とかは難しいんですけれども、ここに多額の設計費が計上されています。このシステム設計の設計費の予算どりというか見積もりをとってやっているんですけれども、この場合、今どんな形でやられているんですか。

渡辺財産管理課長 委員御指摘のとおり、確かに一般職の私どもでは難しい面がございますので、県には情報政策課がございます。そこの専門職が見積もりを検証いたしまして、私どもが検証させていただくという形になります。

清水委員 最終的に稼働して、そのシステムが当初の計画どおりうまくいっているかど うかというのは、情報のほうで全部管理されているんですか。

渡辺財産管理課長 さようでございます。

(南アルプス公園線の橋梁工事について)

小越委員

総1ページのところの説明で、南アルプス公園線の橋梁工事の増額に伴い、 JRからの受託事業収入がプラスということの説明があったんですけれども、 具体的に幾らふえて、そのほかにたしか県の負担があると思うので、それは起 債でよろしいんでしょうか。その金額は幾らでしょうか。

泉財政課長 御指摘の点でございますけれども、県債の右側の表を見ていただけますでしょうか。こちらに地方道路等整備事業費という項目がございます。下から3つ目の欄にあります。こちらが、正確には今回の増分がこれではわからないので

計算をすると、右側が補正後の額です。52億9,000万円余りということになっております。それから、左が、もとが<math>51億2,000万円余りと。これを引いた額が<math>1億7,000万という形になっています。この額がほぼ県の負担額だと考えていただければと考えています。全体としては大体<math>16億程度が今回のリニアの残土処理に伴うJR東海側の負担分という形になっております。割合としては<math>89対112にいう割合でJR東海と県で負担し合うという形になってございます。

討論

小越委員

先ほどお聞きました」R東海の南アルプス公園線の橋梁工事、本来はリニア 残土の搬出のみやるべきですから、JR東海が全額負担するべきであり、そこ に1億7,000万円もの地方債発行は不適切だと思いますので、ここは反対い たします。

採決

採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(Jアラートについて)

清水委員

全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートという、これについて二、三お尋ねしたいんです。先般Jアラートが発信されて、非常に各地でふぐあいが発生したということで、本当にこんなことでいいのかなと私もすごく心配しています。まずこのJアラートって何なのかというのをよく理解していない、私もあまりわかってないんですけれども、その辺を御説明いただけますか。仕組みですね。

小澤防災危機管理課長 Jアラート、全国瞬時警報システムでございますけれども、弾道ミサイルの発射情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、衛星回線等を利用して、県を経由せずに市町村等に対して直接伝達し、地域住民に対して瞬時に情報伝達を行うというようなシステムになっております。具体的には、各市町村において、国からの情報をまずJアラートの受信機等で受信しまして、自動起動装置、防災行政無線等の順に連動させまして、屋外スピーカーなどにより住民へ緊急情報を伝達するというようなシステムになっております。

清水委員

先般のように命を守るシステムにふぐあいが多発したというのは、これとんでもないことだと思うんですけれども、このふぐあいの発生原因は一体何だったとかということを御説明いただけますか。

小澤防災危機管理課長 ふぐあいの理由といたしましては、基本的にまず市町村に設置してあります」アラート受信機が、国からの情報を受信いたしますが、その後の自動起動装置などの機器の設定の誤りが一番の原因となっております。そのほか、機器の故障、ソフトウエアの不備、または配線の不良とかいろいろあるわけなんですけれども、いずれも日常的な点検や確認で未然に防ぐことができる要因

が多くなっております。

清水委員

今のお話だと、山梨県でも起きても当然仕方ないというか、可能性があるなという内容ばかりですけれども、県内でのその辺の発生状況あるいは日常管理はどんなふうになっているんでしょう。

小澤防災危機管理課長 山梨県内においては、弾道ミサイルの発射時におきましてJアラート の情報伝達はまだ行われておりませんので、実際の運用に当たってはまだふぐ あいが発生したというような事例はございません。ただ、毎年3回ほどJアラートにより訓練情報を流して、防災行政無線等から住民への情報伝達を全国一斉で行う訓練があるんですけれども、そういった訓練においてはまだ今のところ、県内ではふぐあいは発生しておりません。

清水委員

何せミサイルが相手ですから、数分が勝負ということになるんですよね。このJアラートが確実に作動して、命を守るような態勢がとれるということはすごい重要なんですけれども、このJアラートは、アラート自体が発信されたときに職員へも情報が瞬時に行くとか、あとは、非常用電源にスイッチが入るとかという、そういうところにも連結してしかるべき、多分そういうふうになっていると思うんですけれども、今後そういった数分の勝負に対してどういうふうにして周知徹底していくかという、その辺どんなふうにお考えなんでしょう。

小澤防災危機管理課長 確かに委員のおっしゃるとおり、すぐ対応しなければいけないという ことでございますので、先ほどのJアラートにつきましては、基本的には市町 村に対する一斉点検とか、今まであったふぐあいの事例等の注意喚起などを行って、機器等の適正な維持管理に努めていきたいと思っております。

> それとあわせまして、瞬時に職員への情報ということもございますけれども、 」アラートが鳴った場合には、職員もそうなんですけれども、基本的には鳴っ た地域にいる住民の方も含めまして、大手の携帯電話をお持ちの方であれば、 そこに瞬時に」アラートが鳴るというようなこともございます。それとあわせ て、登録メールみたいなものもございますので、そういったものを活用する中 で職員等にも緊急時には連絡がすぐ届くというようなことになっております。

(国との共同訓練について)

大柴委員

今の関連でお聞きしたいんですけれども、何日か前の新聞に、山梨市のほうで10月17日ですか、これに対した訓練を行うなんて出ていましたけれども、どういう訓練をして、そしてまた、何が目的……、目的は逃げるというのが目的と思うんですけれども、どんなようなことをやるんですか。

小澤防災危機管理課長 10月17日に委員のおっしゃるとおり、山梨市で国と共同の訓練を 予定しております。その訓練では、まず防災行政無線を通じて」アラートによ る情報伝達がどのように行われてくるのかというようなことをまずは住民に理 解していただきたいということでございます。

もう1つは、4月に国がまとめました、屋外にいる場合は建物の中または地下に避難するとか、屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動するというような、基本的な避難行動について住民の理解を進めるというようなことが目的となっております。

大柴委員 わかりました。全国でも住民の避難訓練といいますか、訓練のほうは行われ

ているようですけれども、どのぐらいの県や市町村で行われているのか、その 辺わかりますか。

小澤防災危機管理課長 これまで山梨市と同様に国との共同訓練ということで実施しているところでは、14道県の16市町で実施されております。地域的な特徴ということでいいますと、秋田、山形、新潟、富山とか、やはり日本海に面している県の訓練実施状況が多いということと、そのほかでは、アメリカの軍事施設等がある県等での実施が多く行われているところでございます。

大柴委員 そうなると、やっぱり東北地域とまた山梨とかって若干違った特色とかある んじゃないかと思うんですけれども、山梨でもし、富士山を目がけて来たとか、 そういうのはどんなような感じになるんですか、特色というと。

小澤防災危機管理課長 山梨の場合は先ほどとちょっと違う内陸県ということで、まだあまり 訓練等が行われていないような地域でございますけれども、今回の住民避難訓練に関していいますと、やはり住民の方が避難に対して理解をしていただくと いうことが非常に重要でございますから、その点につきましては全国一律では ないかなと考えております。

そのほか、今回山梨市の訓練においては、基本的に訓練区域内に幼稚園とか小学校とか高校等、そういった児童生徒も含まれた屋内訓練というようなものもございますので、その部分については、今回我々が行う訓練の特色の1つでもないかなと思っております。

大柴委員 最後に、弾道ミサイルですから、本当に極めて短時間で来てしまうということです。山梨市はこういう訓練をやる。他の山梨県の市町村でも本当に大切なことだと思うんですけれども、県としてはこれをほかに広めていってもらうとか、そういうことは考えているんですか。

小澤防災危機管理課長 我々も多くの市町村にこういった訓練をしていただきたいということで考えております。今回のまず山梨市の訓練においても、その他の市町村の方々にまずその訓練を参観していただけるようにお願いをさせていただいているところでございます。あわせてまた、住民避難訓練の訓練結果の検証等を踏まえる中で、各市町村の実情に合った住民避難訓練が効果的にできるように、県としても実施方法とか訓練内容等提示する中で、引き続き市町村と調整を図りまして、多くの市町村で住民避難訓練が実施できるように取り組んでまいりたいと考えております。

(富士山の噴火を想定した訓練について)

早川委員 私は、本県が抱える自然防災ということで、富士山の噴火に関して、これも時期ですのでお伺いしたいと思います。9月ですかね、8月かな、地元の6市町村が初めて共同して、富士山の噴火を想定した非常に重要な防災訓練を行ったと思います。私も参加したんですけれども、県のかかわりがあまり見えなかったんですけれども、どういう部分でどういうふうにかかわったのか、まずお伺いします。

小澤防災危機管理課長 委員のおっしゃられたのは、8月20日の富士北麓6市町村の訓練の お話だと思います。県では、その訓練に関しましては、訓練全体の想定のシナ リオ、その作成に当たりまして、甲府地方気象台と連携し助言等をさせていた だいたということでございます。それとあわせまして、当日には職員を派遣し、 訓練の実施状況を現地で確認させていただきました。訓練に先立ちまして、 18日ですけれども、気象台と市町村とファクス等を用いた噴火警報の情報伝 達訓練等もあわせて実施させていただいたところでございます。

早川委員

県もその立場で参加していただいたということで、ありがとうございます。 私自身も当日実際に参加して、これもよく言われている課題で、実際に車やバスで避難する中で、去年と同じ課題で、非常に渋滞が起きてしまって、住民は本当に噴火が起きたときに大丈夫なのかという、また今年も同じ課題じゃないかというふうに感じているんですけれども、県はその状況をどういうふうに把握しているのか。

小澤防災危機管理課長 まず富士吉田市の記録によりますと、国道137号線の新倉河口湖トンネルの入り口交差点を起点に最大約3キロの渋滞が発生したとなっておりまして、渋滞発生から解消までに1時間ぐらい時間を要したということでございます。富士吉田市から御坂トンネルを経由して笛吹市のほうに避難をするという住民の車両と、あとは富士河口湖方面からの車両の流入がそこで重なったということが、渋滞による主な要因ではないかなと考えております。

早川委員

実際に来年もやったりするんですけれども、具体的な改善策、それをそろそろ出していっていただかないと、市町村と連携して、具体的な対策について、今現状で答えられるものがあれば、答えていただきたいんですけれども。

小澤防災危機管理課長 県といたしましては、過去2度の訓練を通じて得られた避難路での渋滞というような大きな課題がございます。ですから、広域的な避難における避難路の分散とか、段階的な避難、または交通規制の実施など、警察とも連携を図る中で、各市町村の対策の検討を支援してまいりたいと考えております。

早川委員

警察との連携も非常に重要で、実体が伴う訓練だと思うんですけれども、その中で思うのは、噴火とかいろいろなパターンが考えられて、こっちで噴火するとか、あっちで噴火するとか、噴火も石とか噴煙とか降灰とかあるので、それぞれ噴火の訓練をやっていたら切りがないので、前に3県で図上訓練みたいなものを行ったと思うんです。ですから、静岡県なんて避難の先進県なので、私自身は、本県も図上訓練を市町村と連携してやっていくべきだと思うんですけれども、具体的にそれを検討していただきたいが、いかがでしょうか。

小澤防災危機管理課長 過去 2 度の訓練が実動訓練だったということがございます。それに伴う課題等も出てきたところではございますけれども、やはり委員のおっしゃるとおり、富士山につきましては、複数の噴火シナリオに基づいた訓練が非常に重要でございまして、それに基づく検証も必要であると考えております。ですので、我々といたしましても、具体的な対策の検討に向けた、今お話が出ました図上訓練の導入等訓練形態の見直し等も含めまして、関係市町村と連携して検討していきたいと考えております。

(県庁構内の駐輪場について)

卯月委員

財産管理課ばかりの質問で恐縮ですけれども、この庁舎の前の駐輪場について気になったことがあるものですからお聞きしたいと思います。この駐輪場ですけれども、利用者は職員の方と来庁者かなと思います。これについて、自動

車の場合は届け出というか証明が必要になりますけれども、二輪車の場合には、 おそらく自転車からオートバイだということだと思いますけれども、これにつ いてはそういったものは必要なんでしょうか。

渡辺財産管理課長 現在の立体駐輪場でございますが、利用者の対象は、本庁職員、それから、 県庁を利用される県民の皆様ということが基本になっておりまして、委員の御 質問の登録制というようなことは導入しておりません。

卯月委員

なぜこういった質問かといいますと、夕方、庁舎の業務終了の時間になりますと、一斉に職員の方も帰られて、ここの交差点も出口がちょっとわかりにくいですよね。そういったこともあるんですけれども、結構強引に信号を無視していくようなオートバイも見受けられます。それもかなりの数が見受けられるという感じなんです。それとあわせて、当然、職員の方々はそういった意識もお持ちでしょうけれども、ちょっと見たところによると、常習的に、普通、庁舎の人でない方が通勤に利用してここに置いていくということもどうもあるようなことも聞き及んでいます。こういったことを解消するためにも、例えば職員の皆様にはステッカーを配布するとか、そういった見きわめも必要だと思うんです。そこについてはいかがでしょうか。

渡辺財産管理課長 ステッカーの配布でございますが、やはり県庁にお越しの方で一般の県民 の皆様もたくさんいらっしゃるということから、県職員だけに配布するという ことも可能ではございますけれども、そのほかのお客様がいらっしゃいますの で、その方の対応も少し考えなければならないということから、少し考えさせ ていただければと思います。

卯月委員

それとあわせて、やはり職員の皆様も通勤に当たって、自転車から大型バイクまでいろいろなものがあると思います。例えば僕も1,600ccのオートバイ乗りですけれども、この場合ですと、そういったバイクにお乗りになって通勤されている方もいるようですけれども、スペースも大分違うと思うんですね。そういったことも考えるのと、そこのことを見きわめるのに、先ほど言った届け出制度、認証制度もあわせるか、時によっては、いつも同じオートバイが、職員でないのが置いてあるということになると、そういったパトロールも必要かとも思います。こういったことも、やはり県民の方でも、この場所に、近くで、正直、屋根つきの駐輪場ですから、それを借りるとなると相当な金額を要するわけですね。不公平感もありますから、ぜひそういったことも見きわめていただいて、対応していただければと思います。最後にそこだけお聞きして。

渡辺財産管理課長 まず利用者の多くを占めます県庁職員につきましては、県庁敷地内における徐行、それから、駐輪場の入出庫時の安全確認、このようなことをきっちりと徹底させ、職員への呼びかけをしてまいりたいと思っております。

それから、県庁西門から本館のほうへ入るというようなあそこの立体駐車場の専用道路と歩行者用が分かれておりますけれども、そこをもうちょっとわかりやすく表示を工夫させていただければ、委員御指摘の危ないような形は回避できると思いますので、そこは少し工夫をさせていただければと思います。

(山梨県公共施設等総合管理計画について)

小越委員

山梨県公共施設等総合管理計画についてまずお伺いします。総合管理計画が 出されましたけれども、個別の計画については平成30年度までに個別計画を 出すということになっています。それはどのように出して、それをまとめるスケジュールみたいなのはどうなっているんでしょうか。

渡辺財産管理課長 個別の施設計画につきましては、総合管理計画に基づきまして、現在、手続を進めているところでございます。それぞれの施設の必要性や有効性を見きわめながら進めなければなりませんので、現在各施設の所管部局におきましてそれらを整理いたしまして、私どもの財産管理課のほうにそれを提出していただくと。そして、私どものほうでは、それを精査しながら庁内合意を進めていくというような手続で進めさせていただければと思います。

小越委員

これによりますと、床面積で見ると、一般的に大規模改修のタイミングとなる 30年を経過している割合が約 43%、既に今現在で 30年超えているのが 42.6%あると。 10年後には 63.6%、20年後には 88.1%が大規模改修が必要になってくる。中でも、県民利用施設、県民の方が使っているところが床面積にして現在 43.6%、もう既に 30年を経過しているわけです。

それで、各施設から出されてきて、かなりの数があると思うんですけれども、 それをどうやって優先順位をしていくのか。先ほど総合政策部のときに、スタ ジアムの建設に当たっては、全体の支出、県の財政支出のことを鑑みながら考 えるとあったんですけれども、ここで行きますと、年間かなりの百何億、今で も長寿命化計画に切りかえたとしても、過去3年間の実績で107億円とすご い金額が必要になってきますよね。そうしますと、新しいものをつくる、それ と同時に老朽化をどうするかという中では、優先順位というのはどういうふう に誰が判断して、どういう観点でやるんでしょうか。

渡辺財産管理課長 具体的な評価項目といたしまして、その必要性につきましては、それぞれ の施設の1人当たりの所要額、総費用に対しまして利用者の人数で割り込みま す。1人当たりの費用など、それらを精査いたしまして、順位づけというか、 総合的に判断をしてまいります。

小越委員

ということは、使われていないところは後回しになる、利用率が低いところは後回しで、もしかしたら建てかえも修繕もしないという、そういう選択肢もあるということですか。

渡辺財産管理課長 そもそもこの総合管理計画の趣旨は、現在ある施設がそのまま35年、これまでの35年から40年の耐用年数を迎えると建てかえるというような、従来のスタンスを脱却して、建物を長寿命化させていくと。建物自体は、躯体部分が80年から120年もつと言われています。これを基本にしながら、電気・機械系統の耐用年数を見て、適時適切な保守を加えまして長寿命化をしていくというところが基本的なスタンスになります。確かに非常に施設の効率が悪い、もう既に行政の手から離れている、目的を達しているというような施設については、精査した上で廃止あるいは集約化といったこともやむを得ないのではないかと考えております。

小越委員

この長寿命化の試算条件の中で、建設年から30年たった場合は大規模改修を実施し、それから、31年から50年のところは以後10年間で大規模改修すると。それから、51年以上のものは建てかえをするというふうに書いてあるわけです、順番、年数でね。そうしますと、ここからあと10年20年のときに、どのぐらい建てかえるかって必要になってくると思うんです。それで、

本会議のときに指定管理のことをお伺いしましたら、総務部長は、例えば指定管理の福祉施設のところは曖昧なお答えがありました。そうしますと、そこは31年から50年になりますと、大規模改修を県としてやっていくという確認でよいでしょうか。

- 渡辺財産管理課長 委員が今お持ちになっているのは総合管理計画の推計だと思います。これ は現在までのやり方で、35年たったら改築する、そして、それ以前にできた ものについては10年20年かけて改修、手を加えていく。そしてまた35年 たてば建てかえるというのが従来型の推計でございます。長寿命化を図った場合には、総合管理計画の場合には60年で建てかえというような設定でやって おります。あくまで推計を出すための条件でございます。
- 小越委員 長寿命化というのは確かに60年の間建っていることはできますよ。建っていることはできるけれども、今の文化レベル、生活レベル、それから、福祉レベルに合っているか合ってないかということは全然60年前と違うわけです。 建物は建っているかもしれないけれども、中身がひどいという場合には、それは建てかえや改修の対象になるという判断でよろしいんじゃないですか。いかがですか。
- 渡辺財産管理課長 この計画は10年、総合管理計画も10年でございますが、今後作成する 個別施設計画も計画期間は10年でございます。そして、見直しを5年に1度 はしたいと考えております。現在の状況などを勘案しながら総合的に考えてま いりたい、決定してまいりたいと思っております。
- 小越委員 総合的に考えるといっても、何か優先順位が働いて、ここにもあったんですけれども、外部評価のところで廃止となったものは基本的に廃止するとなりますと、愛宕山少年自然の家は廃止というふうに、もう決まってしまうようなことが書かれているわけです。今までそうじゃなかったですよね。外部評価を受けたら、もう1回県でどうするかって決めてからだったんですけれども、これで行きますと、外部評価でバツとなったら即バツとなるんですよね。

それは違うんじゃないかと。必要なものはどこにあるのか、どうしたらそこに、建てかえなくても修繕できるのか、いや、これは修繕が必要ないなど優先順位をしっかり決めながら、公共施設の長寿命化を検討してもらいたいと思います。老朽化のところを後回しにしないでいただきたいと思います。

(働き方改革について)

もう1つお伺いします。働き方改革のことが叫ばれておりますけれども、知事部局で構いません。山梨県の職員の平均残業時間、いわゆる80時間を超えている方は何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

中澤総務部次長(人事課長事務取扱) 現在ちょうど平成28年の数字がまとまっております。 現在のところ、月平均という形では、全体で10時間ぐらいの時間外をやっているという形になります。全体で、80時間を超えている人数につきましては、平均ですと80時間を超えているのは1人という形になりますが、それぞれの月によって、例えば繁忙期、予算のときとか我々の人事のときには80時間を超えている人数が、ちょうど一番忙しい時期ですと、11月、12月になりますと合わせて40人ぐらい、それから、人事の作業のときになりますと、やはり1月、2月、3月で合わせて40人ぐらいが合せて80時間を超えていると いう状況になります。

小越委員

40人もいらっしゃるということでとても心配です。その方々が過労死されるラインにもう達しているということですから、もう既にその方が40人、予備群ということで。

その方々、それから、ほかの方々を含めて、休日出勤はあるんでしょうか。 それはどのぐらいあるんでしょうか。

中澤総務部次長(人事課長事務取扱) 休日出勤につきましては、極力、必ずその週の中とか 4 週間の間の平日に休むようにという形をとっておりまして、今、具体的には 何人の人間が休日に出ているかということまでは正確な数字はつかんでいない んですけれども、今、委員がおっしゃったように、80時間を超えている人間 につきましては、その後、4月から6月にかけて県の産業医の方と個別面接を 行っております。その産業医との話し合いの中でそれぞれのメンタルとか体の 状況とかを個別に聞き取り、その状況をその職員が所属する所属長に対して、こういう形をとったらどうでしょうかとかというようなアドバイスをしていた だき、職員のメンタル、それから、体の部分でのケアをしっかりしているというのが状況でございます。

小越委員

メンタル、体をって、80時間をもっと減らすのが一番です。もっと働けるにはどうしたらいいんですか、そんなのじゃなくて、80時間を減らすんですよ。それが一番じゃないですか。お医者さんに診てもらって、どうやったらいいですか、それよりも、労働時間を減らすのが一番の治療というか施策だと思います。

それで、その方々を含めて、さっき、平均10時間の残業時間だというのがありましたけれども、といいますと、退庁時間、ここの県庁を退庁される時間は大体何時ごろになるんですか。5時だとすると、6時とか7時ごろ退庁する方が多いんでしょうか。最高、退庁する方は、県庁帰る時間、退庁時間、それは9時とか10時とか、12時とかを越える方もいるんでしょうか。

中澤総務部次長(人事課長事務取扱) 当然、県庁を退庁するときに守衛室に鍵を返していくという形になりますし、防災新館ですと、PFIのほうの委託の業者のところに何時に帰りますというのを全て職員が記入してまいります。その部分につきまして、確かに忙しいときとなりますと、月80時間を超える人間になりますと4時間ぐらい残業していく形になりますので、当然11時12時ということもあり得ます。

小越委員

1 1 時 1 2 時というのは深夜ですけれども、心配なのは、これから寒くなってきております。それで、聞きたいんですけれども、暖房・冷房については各部屋で管理されているんでしょうか。それとも、5 時半になりますと、暖房が切れてしまうんでしょうか。どうなっていますか。

中澤総務部次長(人事課長事務取扱) 5時15分になりますと、集中管理でございますので、 一旦切れます。ただ、当然遅くまで仕事をしなければならないところにつきま しては、財産管理課のほうに暖房器具の使用の許可を申請いたします。それに よりまして、遅くまでかかるであろうときには、その中で例えばファンヒータ ーとかをたいて暖かくするということをやっております。 小越委員

それは県庁全体なんでしょうか。例えば議会と、それから、防災新館、それから、旧館と別々で管理しているのか。それとも、全部一遍に切るのか。そこの棟ごとになのか、フロアごとなのか、どうなっていますか。

中澤総務部次長(人事課長事務取扱) 当然棟ごとに集中管理になっております。特に一番向こう側の北別館につきましては施設が古うございますから、あれは個別に結構いろいろなことができます。ただ、新しくなったところについては集中管理という形になっておりまして、時間で1回切れる形になります。

小越委員

そこが私、おかしいと思うんです。防災新館の北側ですよね。日も当たりません。夏は南側はすごく日が当たります。暑いです。それで、5時になると暖房も冷房も一旦切れると。私も目撃していますけれども、灯油があそこにあって、ファンヒーターなりたいているわけですよね。それは防災上、消防の観点から大丈夫なんですか。

物件によっては、そういう火の出るものをたくなというふうに、使ってはいけませんというのがよくありますよね。防災新館も新しいところで、普通は火の出るものは不可だと思うんです。だけど、一旦5時半で切れてしまう。それで10時まで仕事をする。それも80時間を超えるような仕事をしている。その方々が暖房なしでは、冷房なしでは過ごせないわけですよね。だったら、消防法上のちょっと不安なそのようなことではなく、部屋ごとに、フロアごとに冷暖房の切りかえにしたほうがよっぽど安全だし、よっぽど火気取り扱い上も安心じゃないですか。どうして全館一斉にするんですか。そうしますと、働いている皆さんの健康管理上もよくないと思うんですけれども、いかがですか。変えられないんですか。

中澤総務部次長(人事課長事務取扱) 例えば夏場でいえば、災害等の配備、例えば警報が出るというようなことがございます。そういうときにつきましては、財産管理課のほうから庁舎管理を委託している業者のほうに話をしまして、そこのフロアについてはきっちり冷房を入れるというようなことをやっておりますので、状況に応じて対応ができるような形は整っております。

小越委員

じゃ、そういうふうにしてくださいよね。全館一斉に切れてしまって、そして、火気の状況が不確かなものをするよりも。本当は5時15分になったらみんな帰れるようになれば一番。だけど、残業せざるを得ない方々にとっては、そこで冷房も暖房もないようなところで、劣悪な状況ですよ。それでこんな長時間させているなんていうのは、それは使用者として私はゆゆしきことだと思いますので、少なくとも冷房・暖房のところは、全館ではなく、フロアなり階なり、本当は部屋ごとに切りかえてできるんだったらそうしていただきたいと思います。そのほうがよっぽど、お金のことも、それから、安全上も、労働衛生上も確かだと思います。できるんですね、そこはね。

中澤総務部次長(人事課長事務取扱) 防災新館の場合を言っているわけですけれども、あそこの部分については一番新しくつくっていますのでできますけれども、逆に本館とか別館とかになりますと、その辺なかなか厳しくなっております。実際のところ、今、ファンヒーターという話もありましたけれども、極力やはり火を使わないということで、それぞれの個人のところに電気ストーブ等を使ってというようなことも今、実際のところはやっております。我々人事の管理としましては、やはり時間外を極力減らすということの中で、ずるずると暖房とか冷

房を部屋全体に使うということはいかがなものかと考えておりますので、そこ も全体の中で検討はしていきたいなと考えております。

小越委員

ぜひ安全で適格な労働環境を整えてもらいたい。それには、こんなに10時間とか月80時間も残業するようなことをやめて、時間にはちゃんと帰れるように人員配置をぜひともお願いしたいと思います、部長ね。

(議会費について)

最後に、議会費のことをお伺いします。先日新聞に、前県会議員の望月清賢さんの県議会時代の印刷代不正かというのが出ておりました。政務調査費42万円を架空請求したのではないかという報道があり、全国のテレビニュースでも出されました。この山日新聞の最後のところに、県議会事務局は、形式的に収支報告書の不備は確認できないが、業者から事実関係を確認するとしておりますが、今現在どのような確認状況になっている、どんなことをしていくのか、結果がわかりましたら説明してください。

保坂議会事務局次長(総務課長事務取扱) その件につきましては、まだ事実を確認中という 段階です。報道がありまして、業者のほうにお話は伺ってお聞きをしました。 また、電話でもお聞きをしましたけれども、業者のほうでも記憶が曖昧なとこ ろがありまして、どこまでが事実かというところが特定できませんので、引き 続き事実を今確認していきたいと考えているところであります。なるべく早く 事実関係を確認したいと考えております。

小越委員 事実関係を確認して、もしそのとおり架空請求であった場合が確認されましたら、返還なり、それから、告訴なり、手続上は何かする予定なんでしょうか。

保坂議会事務局次長(総務課長事務取扱) まだ記憶がはっきりしていませんけれども、事実が確認できましたらば、まず前の県議、それから、奥様のほうにまたお話を聞いていく段階になります。本人のほうでそれを認めましたら、返還を請求すると。もし認めなかった場合につきましては、今度は業者の方からどこまで確証が得られるかということですけれども、確証が得られれば、当然告訴のほうも検討していくことになると思います。

(県税収入の状況について)

臼井委員 税務課長に尋ねます。例えばここ5年間ぐらいで県税収入の状況を教えてください。

保坂税務課長 まず5年前の平成24年度が832億円、平成25年度が825億円、平成26年度が854億円、平成27年度が977億円、平成28年度が954億円でございます。

臼井委員 そうしますと、予算に対していわゆる自主財源の率はどれぐらいになるんで すか。

保坂税務課長 自主財源となりますと、県税のほかに、繰入金とか地方消費税清算金や諸収入、使用料・手数料がございますが、その比率はおおむね45%程度でございます。

臼井委員

これはアバウトの返事になってもやむを得ないけれども、年間の県の支出に対して四十何%も自主財源があるのか。

保坂税務課長

具体的な数字を申し上げますと、平成29年度の一般会計は、歳入、歳出ともに、当初予算ですと4,600億円程度でございます。このうち、自主財源と申しますのが、県税、これは919億円程度ですから20%程度でございます。これに繰入金、地方消費税清算金、諸収入、使用料・手数料等を合わせて約2,000億円程度でございますので、比率にしますと45%程度ということでございます。

臼井委員 普通、自主財源率というのはどういう数字をもって言っているわけなのか。

保坂税務課長

自主財源に対応する概念として、依存財源がございます。依存財源といいますのは、地方交付税や国庫支出金、地方譲与税等でございまして、これらを除いたものが自主財源というふうに理解しております。

臼井委員

今の課長の答弁のそういった数字は、全国の、例えばいわゆる自主財源率とか、あるいは財政規模にもよるだろうけれども、同規模県でもいいです。山梨県の場合は自主財源の率というのは多いんですか、少ないんですか。同規模県あるいは同規模県でなくても全国から言ってもいいけれども、今答えられる範囲でどんな状況ですか。

保坂税務課長 大変申しわけございません。今手持ちの資料がございませんので、後ほど資料を提出させていただきます。

臼井委員

いやいや、そんなもの、手持ちにあるとかないなんていう問題じゃないでしょう。これは税務に対して基本的なことで、絶えずそういうものはわかってなきゃおかしいと思うよ。

じゃ、質問変えましょう。山梨県が現在、財源の獲得のために何か新税を検 討しているようなことはありますか。

保坂税務課長

新税ということでございますが、基本的には法定外税のことだと理解しております。今の段階では具体的な税目については検討しておりませんが、今現在、全国知事会のほうで幾つか新しい地方財源、地方税制について検討が進んでおりますので、こちらの情報を収集させていただいているというところでございます。

臼井委員 具体的に。

保坂税務課長

全国知事会では昨年の12月に新しい地方財源と地方税制に関する専門家の検討会を設けまして、7月に中間報告が出ています。この中では、3つの項目について検討しております。1つは観光振興のための税制。1つは産業廃棄物といいますか、リサイクル・リユース・リダクション、3Rと言っていますけれども、これに対応するための財源。もう1つがICTの振興に伴う財源。この3つが、ここのところ全国で新しい財政需要ということで把握されているということで、この3つについて検討しています。具体的な取りまとめとしては、1番目の観光の振興のための税制について引き続き検討するということで知事会のほうで取りまとめられております。

臼井委員 例えば観光振興のためのはどういう税ですか。

保坂税務課長

今、観光振興のための税制としては、東京都とか大阪府で導入しております、ホテルとか旅館の宿泊者に対する税制度がございますが、こういった事例も含めまして、知事会の結論としては、個別の県が導入するというよりも、全国で国が法定税として導入したらどうかということで検討が進んでおります。

臼井委員

私は、地域の経済というか地方の経済というのか、決して現在芳しい状況にはまだないと思うんです。そういう中で、じゃ、将来いかがかというと、将来もなかなかその点はあんまり期待ができないのかなと感じています。そういう中で、全国はともかく山梨県が、例えば今の観光の宿泊税とかいう税目なんでしょうけれども、もうちょっとそういうことに対して真剣に努力していかなければいけないと。例えば私は今年の2月の本会議でミネラルウォーター税に対して、過去の検討委員会の議論あるいは議事録等も十分確認しました。そのミネラルウォーター税に対しても再び検討すべきだという話を正式に本会議で提案したけれども、今の課長の答弁を聞くと、一切全く無関心で、そのことは議論も検討もされていないように思うけれども、いかがですか。

保坂税務課長

ミネラルウォーター税につきましては、過去の検討会におきましては、水源 涵養のための法定外目的税として検討した経緯がございます。 2 月県議会にお きまして臼井委員のほうから法定外普通税でという御提案がありましたので、 今現在は、改めて法定外普通税として理論的な構築ができるのかどうかという ようなところから研究をやっているところでございます。

臼井委員 じゃ、具体的な研究の状況を教えてください。

保坂税務課長

法定外税を導入するに当たりましては、まず課税目的が何か、それから、ほかに税以外の手段がないか、それから、公平中立といった税の原則がございますので、これに反するかどうかというところが非常に重要になってきておりますので、今ここのところの論点を順次整理しているというところでございます。

臼井委員

それじゃ本会議であれだけ私が声高に訴えたことがあまりにも議論というか検討がされているようには思えないの。今あなたが言ったようなことは、これはもう前からわかっていることであって、前から指摘されていることです。

例えばその検討委員会には、何と10人ぐらいの検討委員のうち、ミネラルウォーター業界が3人も入っている。きょう午前中のある質問でも、球技場の検討委員会に球技場の関係者を入れるべきでないというような意見がありましたけれども、当然です。利害関係人が検討委員に入っているなんて、ばかなことがあるべきではない。しかも私が議事録を見る限りでは、その利害関係人が極めて反対をしていると。これは当然のこと、利害関係人だから。そういう中で、2月議会の答弁書がここにないからちょっとシビアには言えませんが、少なくとももう少し答弁は前向きな答弁があったはずです。だから、私はあえて質問しているわけだ。もう半年以上もたっているわけだから。

そういうことで、私はミネラルウォーター業界の山梨県のビッグ3のオーナーにこういうものが課税されてもいいですかと言ったら、構いませんと言っているんです。構いませんと。そりゃそうでしょう。ガソリンよりも高いような水に対して、一切そういう課税がされてないわけだから。そして、リッター

1円や50銭課税されても、商品単価にオンするなんていうことはできないと言っているんです。企業側とすれば、リッター50銭や1円のもの、その程度はまさに我慢の範囲と言っているわけだ。県はかつて50銭と言ったわけだ。その当時の試算でも、50銭もらえば、五、六億の税収になるというの。役所というのは、原資五、六億円あれば、40億50億の仕事ができますよ。起債や補助やいろいろなものを合わせると、5億のものは四、五十億の仕事ができる、やろうと思えば。下水道事業なんていうのは、95%が補助・起債ですよ。

そういう中で、何でもう少し、他県のことを私は言う立場にないから言いませんが、山梨県として税源をしっかり獲得できるような努力・検討が日々なされてないということが不思議でならない。今のままでこの山梨が将来財政的に立ち行くのかということを考えたときに、大変難しさがある。財政当局に言わせると、いろいろなパーセンテージを挙げて、山梨は財政的にはまあまあ健康体のほうだとよく言うけれども、そんなこと思わない。

そういう中で、例えば私は2月に、リニアニューステーションの周辺は、税金がそっくり丸ごといただけるような本社や何かを招くようなそういうことを基本的に考えたらどうかと。これも大した答弁にはなってない。きょうも私は午前中にリニア環境未来都市のことで質問したけれども、まだ大した答えが出そうもない。今から検討するんですと言っている。

ともかく業者側が結構ですと言っているにもかかわらず、役所側がいただけませんと。それも当時の10年前の役所の議会に対した答えというのは、何て言ったかというと、税の専門家が反対しているからってこう言ったんだよ。ところが、あの議事録を熟読してみると、税の専門家は、賛成者も反対者もいる。特に絶対だめだなんて言っている人はいませんよ。あなたたちが選んだ10人の中の税の専門家、数名いるけれども、絶対だめだなんて言っているのは議事録にない、私が熟読した限りは。いろいろな理屈はおっしゃっていますよ、専門家だから。いろいろな理論展開はしているけれども、しかし、そういう実態ではない。

しかも、あの当時は全国のミネラルウォーター業界の専務理事、そして、山梨県の業界の会長。ともかく利害関係人が3分の1近く入っていて、新税を検討するのは無理な話、絶対に。そういう人たちからは、アドバイザーとして意見を聞いたり、いろいろな助言を受けることは構いませんが、県が既に5%でミネラルウォーター税をとるということで県は意思決定したわけだ。それをあえて検討委員会に付したために、検討委員会がノーと言ったからノーですという、あの場面ではそれがプロセスですよ。

そういう中で、私はもっと自主財源というか自己財源というか、そういったものを何とか求めようという努力をなされないと。なぜかというと、47%ぐらいですか、全国のミネラルウォーターの山梨県の供給しているパーセンテージはそのぐらいだと思います。過去よりまた今上がっているんです。そして、毎日私どもは中央道で東京へタンクローリーで運んでいるという話をいろいろな運送業者から聞いていますけれども、あの中身には税かかってないのだぞと、こういう話だ。

そうすると、役所は何ていうかというと、水を使って商売している人はいっぱいいますと。我々水がなくちゃ生きていけない。だけども、どんな資本投資をして水を採取しているかどうかは別として、少なくても自然の中から得ていったものがたまたまボトルに入れられて帰ってくるときに、税はつけないと。お酒やガソリンは全くびっくりするほどの率の税がついています、御存じのとおり。ところが、山梨県で何に対して税を求めたらいいかといったら、このぐらい山梨県にはいい資源があって、それが何と全国の半分近くを供給している、

この山梨が。それを税の対象として考えないなんていうことは、どうしてと。 業界と何か関係あるのかと、言いたくなる。

当時は、固有名詞言っちゃ失礼だけど、サントリーという会社が猛反対した。しかし、そのサントリーは、日本一の飲料メーカーです。日本一稼いでいる会社が、ただリッター50銭ですよ。ガソリンやお酒や何かから考えたらまるで全く信じられないような率の税をかけようといっても、県は内部的にはそれを意思決定したにもかかわらず、意思決定した後……、当時のパターンでは、県庁は意思決定する前に検討委員会や何かに付して、そして、最終的な意思決定をすると。当時は県では内々の意思決定をしたわけだ、リッター当たり50銭という。それを意思決定した後、検討委員会に付したら、ノーと言われたらからだめですと、こういう話。ともかく本当にやっていることはあまりにも、失礼だけど、ナンセンスですよ。

ほかにももちろんありますよ。宿泊税ももちろんある。いろいろあります。 宿泊税だって、例えば1万円払える人に100円求めたって、2万円の人は2 00円というふうに、大体そんなものですから、率というより、金がさに対して100円200円をオンしているわけです、宿泊税は。100円税を取られるから、山梨に行って泊まるのやめた、出張で泊まるのやめて、電車ですぐ飛び帰るなんていう人は私はいないと思うよ。

だから、行政の悪いところは、何でもかんでも横並び。全国でどうか。東京と大阪しかやってません。だから、山梨が抜きん出て、それはちょっと考えものだと。そういう考えは改めなさいと、私はもう本当に、私は30年以上も県会議員をさせていただいているけれども、始終言っているんだよ。そういう慣例だとか、横並びだとか、踏襲だということをいつまでもやっておったら、山梨県の進展はなかなか難しくなりますよと。

あるいはましてや税なんか、そうでしょう。この800とか900億の1割はファナックですよ。特別、グローバル企業だから、国際経済が悪いときはともかく、大体この1割はファナックですよ。そうでしょう。あるいは銀行だって、かつては今の10倍ぐらい税金を払っていた。金融機関はみんな、難しい難しいと言うけれども、そのとおりです。税を見ればわかるんだから。いかに金融機関の経営が難しいかということ。そういうことを考えたときに、大企業も乏しい、本社も乏しい山梨に本社の移転を真剣に考えようと。品川から新宿よりも、品川からここに来るのが20分で早いですよと。ここは本社として適地じゃないかと。東京をたたき売って、土地買って物を建てたらお釣り来ると、私はそういう俗な言い方をしているんだけども。

そういう意味で、総務部長は初めて山梨に来た部長だから、税の担当者だから、私は最初からしっかりあなたの頭の中にインプットしておきたいなと思うんだけども、ぜひ山梨は、いかに自主財源を求めるかということを真剣に考えないと、将来大変なことになりますよと。

ましてや、くどいようだけども、リニアが10年内には来る。あるいは中部横断自動車道が数年内には、甲府の近くまで来る。山梨は全国で希有なほど将来の可能性がある県なんです。これを機会にもっと山梨の体力をしっかり整えよう、基盤を強化しよう、あるいは税体系をしっかりしていこう、自主財源を整えていこうと、80時間もせっかく残業するならば、そういうことを真剣に考えてほしい。私はここ毎日毎晩夜遅く通りますけれども、確かに11時12時まで1階から8階まで電気ついていますよ。誰かどこかで仕事しているんでしょう。ですから、それだけ一生懸命仕事をしているんだから、山梨県の将来、どういうふうにこの山梨がかじを切るべきか、どういう具体的な政策を展開すべきかということを考えているんだったらば、何十時間の勤務超過もちゃんと

超過の分、賃金をお支払いしてやればいいんですから。もちろん病気になるようなほどのことを求めちゃいかんと思いますけれども。

そういう意味でもうちょっと、これは私ども党内でも真剣にこういうことを議論するセクションをつくって今後議論していきますけれども、言われても、そのときの議会の答弁をうまくクリアすれば、それでオーケーだというようなことじゃなくて、課題はできるだけ速やかにできるだけ堅実にしっかり検討して、せめて……。もう2月から6月、9月でしょう。2議会たっても答弁が一切変わりない。こんなばかなことありますか。半年もたっても役所の答弁が一切変わらないなんていうことは、私は本当に情けないなと思う。こういう検討した結果、ここまでの事実を、ここまでの検討の実を上げてきましたということの答弁ができなけりゃしょうがないじゃないですか。どうですか、総務部長。

鈴木総務部長

臼井委員からいただきました財源の確保という点で、まず結論ですけれども、 しっかり取り組んでまいりたいと思います。この点、先生から今非常に熱いお 話をいただいたので、私のほうからもちょっとお話しさせていただきます。

まず今お話に出てきた宿泊税と、それから、ミネラルウォーター税は、少し 段階が違うのかなと思っています。宿泊税につきましては、先生からもお話が ありましたけれども、東京都と大阪府で既に導入されているということがあります。もちろん今後どのような税を仕組んでいくかということはございますけれども、既にこの世の中に一応存在しているということがございますので、ですから、その点では、全く何もないところから税をつくり出すものじゃないというところがございます。

ただ、そうは言いましても、つまり、実際税を例えば仮に新設したときにどういう影響があるかとか。確かに1万円の宿泊で100円だとあまり影響がないという見方もあるかもしれませんし、そうじゃないという見方もあるかもしれませんし、そうじゃないという見方もあるかもしれませんし、そうじゃないという見方もあるかもしれない。また、観光業界というのは非常に裾野も広いものでございますから、その点影響をやっぱり慎重に見ていく必要もあると。なおかつ、それを見ていく上で、観光業界の方々がまたどう思われるのかということもございますので、それの調整もございます。そのあたりはどういうステップで行くのかというのはいろいろやっぱり詰めていく点はあると思います。そのかにで、他県で既に逆に東京と大阪は導入していますし、ほかの県、市でも検討しているところがあると私も把握していますので、そのあたりはどういうふうな形でこれから考えていくのかというのを特にしっかりこれは研究していきたいと思います。特に先ほど課長からもありましたけれども、今、全国で統一のルールでやるかという動きもございますので、そのあたりもしっかり見ていきたいと思います。

一方でミネラルウォーター税でございますけれども、こちらにつきましては、そもそも日本全国の中で類似の税金がないという状況がございます。私も臼井委員が2月、6月で御質問いただいたことも把握しておりまして、過去の議事録も見させていただきました。先ほど臼井委員からお話ありましたとおり、行政法の小幡委員などは、議事録をそのまま読みますと、ミネラルウォーター税自身としては税として十分成り立ち得るし、本当にそこは県民が決めていけばいいと思いますという形で答弁をされているというところがございます。ただ、会長をされていた横浜国立大学の岩崎教授とか、あるいは今、政府税調の会長をされている中里委員などは、やっぱり税法の御専門の委員の方々が、それほどそこまで積極的ではないといいますか、ということもございます。中里委員も述べていますけれども、先ほどありましたように、税を100%否定しているものではないけれども、理論的にはある意味慎重という形になって、報告書

の中では、公平中立という観点から慎重な対応という形になってしまったとい うところだと思います。

もちろん今後どういう税を仕組むかですけれども、理論としては、1つの出発点ではあるとは思います。その上で今後ですけれども、同じく学者でありました青木先生も比較的寛容派ではあるんですけれども、この報告書をもって自主的な課税の芽を摘むようなことがあってはいけないということは言っていただいていますけれども、一方で、今回の税の検討の中で、18年度ですけれども、税の形態と目的の説明が全部ばらばらになってしまってよくわからなくなってしまったということ、そういうことを述べられていると思いまして、どういう目的でやっていくのかということをやっぱりしっかり整理されなければいけないことも1つあると思います。

そういった中で、今、平成18年から時は流れて、全国的にも県民税の上乗せで森林涵養をやっていくという流れとかございますし、あと1つ、ただいま現在では、国で森林環境税も検討されているところでございます。この中で、果たして山梨県が新たな税を現在の国税・地方税の体系の中でつくり得るかということは、これは1つまた検討しなければならないと思います。その点で、確かに検討がおくれているといいますか、というところは大変まことに申しわけないところでございますけれども、今の地方税体系の中で一方で今いろいろな税も検討されている中で成り立ち得るのかというのは、またもちろん鋭意努力してまいりますけれども、もうしばらく時間をいただければと思っています。

ただ、最後に臼井委員がおっしゃられた、要は、今後山梨はすごいポテンシャルがあるといいますか、新しくリニアも開通するし、それから、中部横断道も開通するという、私は確かにそれは1つの起爆剤だと思っています。そういう点でもちろん1つ新しい税制を研究していくのはこれも当然でございますけれども、一方でもっと幹が太いといいますか、県民税、法人税ですか、そういうところについて、どういうふうにすればそれが伸びていくのかということについて、これはまさに総務部でございますので全体を調整する部署でございますので、その点につきましてしっかりと検討したいと思います。引き続き御指導よろしくお願いいたします。

臼井委員

もう既に北海道とか神奈川とか福岡とか、あるいは市でも京都市とか金沢市とか長崎市が検討を表明していると。宿泊税についてもね。これ、役所からいただいた資料ですから、私が勝手に言っている資料じゃないから。

そういう中で、山梨県よく言うじゃないですか、皆さんのほうでは、何とかの日本一、おそらく3つか4つ、日本一と、よく役所の人は言いますよ。そういうことを使う。どこのセクションか言いませんけれども、日本一日本一と幾つも私は聞いている。だから、小さい県だけども、やっぱり輝きが必要だし、こんな小さい県だけども、全国に例えば先例のないことでも、悪いことするわけじゃないんだから、何かやっぱり先鞭をつけようと、そういう努力というのかな、そういうことがやっぱり職員の意識の中にないといけないんです。人事課長なんかは一生懸命、どうやったら職員が仕事をしやすいかいろいことを毎日考えているんだろうけれども、しやすいか考えると同時に、本当にそういうパイオニア精神を持って、全国にもどこにもないけど、例えば皆さん、河口湖みたいな湖水は全国いろいろありますよ。だけど、遊漁税取っているところ、全国の河口湖のようなところが全て取っているわけじゃありませんよ。だけど、河口湖はとっているんだよ。釣る人たちからお金取っているんです。

これは本当に、一般税か目的税か、そんなことはもうあなたたち専門家が位置づけて検討すべきであって、私どもはあくまでも立場上、どういうことを考

えたらどうだ、こういうことをやったらどうか、これはやっちゃいかん、あれはやっちゃいかんという、我々議会というのはチェックの立場ですから、言われたことを何とかやっぱり前向きに検討していく、そういう努力が何となくこの県庁、くどいようだけど、30年以上も県会議員させていただいて、そういうことがちょっと私は足りないな、乏しいなということを思ってならないんです。それはまじめな職員なのかもしれん。出過ぎたことやっちゃいかん。横並びでやるのが一番間違いない。そんなこと、今そんな時代じゃないのよ。小池さんみたいにやるべきだよ、本当に。我々は今困っているんだけど。

だから、ぜひ自主財源がどうだこうだなんて私に言われるまでもなく、やっぱり真剣にそういうことを検討するのが仕事だと。税務課は、集めるだけじゃなくて、また新しい税にチャレンジしていこうというぐらいの努力をして、そして、このことでも日本一ですよと。皆さんが勝手に日本一日本一じゃなくて、世間が認める日本一を1つでも2つでも多くやらなきゃいかんでしょう。みんな言っているのは、あなたたちから日本一日本一と言っているんだよ。日本一の何とかだとか、日本一住みやすい何とかだとか。世間が言っているんじゃないんだよ。役所が言っているんだよ。世間から日本一と言われるような山梨をつくるような努力をしてほしいなということを私は強く望みます。

その他

- ・説明員の異動に伴い、警察本部長、総務部長から挨拶を受けた。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、11月上旬に実施することとし、場所等については後日通知することとした。
- ・9月4日から6日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県外調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

総務委員長 遠藤 浩